



第3期みやま市 子ども・子育て 支援事業計画



▶ 計画期間 令和7年度～令和11年度

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の策定体制	3
6 策定経過	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	4
1 統計からみる本市の現状	4
2 結婚・就業の状況	8
3 主な教育・保育施設等の状況	10
4 第2期計画の進捗状況	12
5 アンケート調査結果について	16
6 アンケート結果の総括	33
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	34
2 基本的な視点	35
第4章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策.....	36
1 教育・保育提供区域の設定	36
2 量の見込みと確保方策及びその実施時期	37
3 教育・保育の一体的提供及び確保の内容	50
第5章 子ども・子育て支援施策の推進	51
1 教育・保育施設等の円滑な利用確保	51
2 児童虐待防止対策の充実	52
3 障がい児等の支援	54
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組（ワーク・ライフ・バランス）の推進	55
5 母子の健康に係る支援	56
6 こどもの安全の確保	57
7 こどもの居場所対策	58
8 ひとり親家庭の自立支援推進	59
9 生活の支援	60
第6章 計画の推進	62
1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数は72万7,277人で、統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。一方、核家族化の進展、女性就業率の向上、都市部への人口集中等による子育て家庭の孤立等も顕在化し、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

国においては、「子ども・子育て関連3法」（平成24年成立）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりしました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、こどもの貧困対策の推進、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」の実施等、総合的な少子化対策が講じられてきました。さらに、令和3年には「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定され、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が発足されました。

みやま市（以下、「本市」という。）は、「心をつなごう！すくすく育て みやまっ子」を基本的な理念として、平成27年3月に「みやま市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月策定の「第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画」においても、計画理念を継承しました。この計画理念のもと、みやま市のすべてのこどもたちに切れ目なく支援サービスが行き届き、成長を見守ることができる体制づくりを行うとともに、子育て家庭を社会全体で支援することができる環境整備を推進してきました。

このたび、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市のこども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、こどもの健やかな成長とこどもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第3期みやま市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市の子ども・子育て支援に関わる総合的な計画として位置づけられます。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条2項に定められた市区町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画に関する内容を盛り込んで策定します。

計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「みやま市総合計画」をはじめとして、「みやま市地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画					第3期みやま市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

本計画の対象は、本市に在住する妊婦や子ども・子育て支援法が対象とすることとその家庭とします。

5 計画の策定体制

(1) みやま市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者等からなる「みやま市子ども・子育て会議」において、事業計画における量の見込みや、計画素案等について協議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前から小学生の児童を持つ保護者を対象に、令和6年8月に「みやま市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の意見を聴取するため、令和7年2月12日から3月10日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

6 策定経過

日時	内容
令和6年8月7日	■令和6年度第1回みやま市子ども・子育て会議 ・みやま市子育てに関するアンケート調査（案）について ・今後のスケジュールについて
令和6年8月15日 ～8月31日	■アンケート調査実施
令和6年11月8日	■令和6年度第2回みやま市子ども・子育て会議 ・みやま市子育てに関するアンケート調査報告について ・第3期子ども子育て支援事業計画骨子および素案について
令和7年1月23日	■令和6年度第3回みやま市子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年2月12日 ～3月10日	■パブリックコメントの実施

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計からみる本市の現状

(1) 人口構造の推移

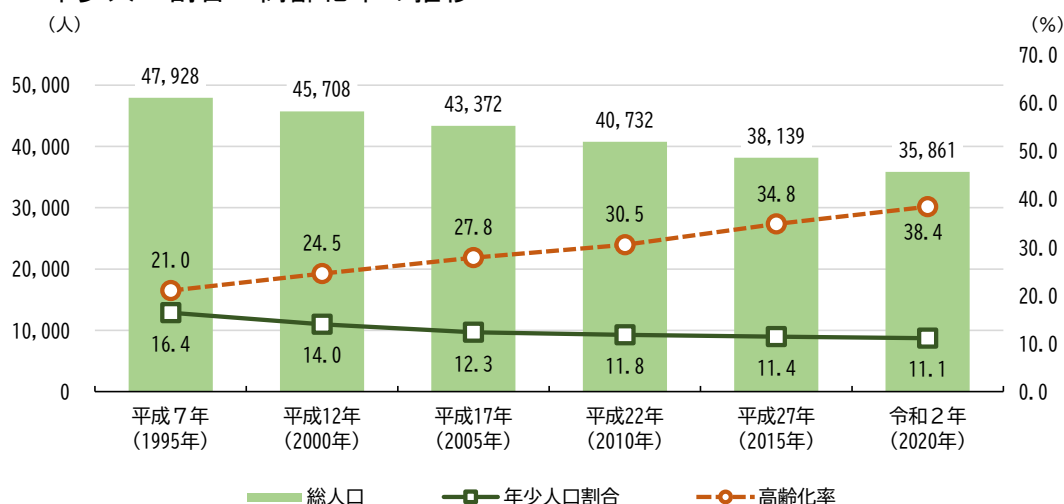
本市の総人口は、減少が続いています。令和2年の総人口は35,861人で、平成7年(47,928人)から約25%減少しています。

一方、65歳以上の人口割合(高齢化率)は著しく上昇しており、令和2年の高齢化率は38.4%で、福岡県の高齢化率27.9%(令和2年)よりも10ポイント以上高い数値となっています。また、14歳以下の年少人口割合は低下の一途をたどっており、少子高齢化が進行しています。

近年の人口の推移をみると、令和2年以降も減少傾向が続いており、令和2年の36,930人から令和6年には34,700人と、4年間で2,230人の減少となっています。

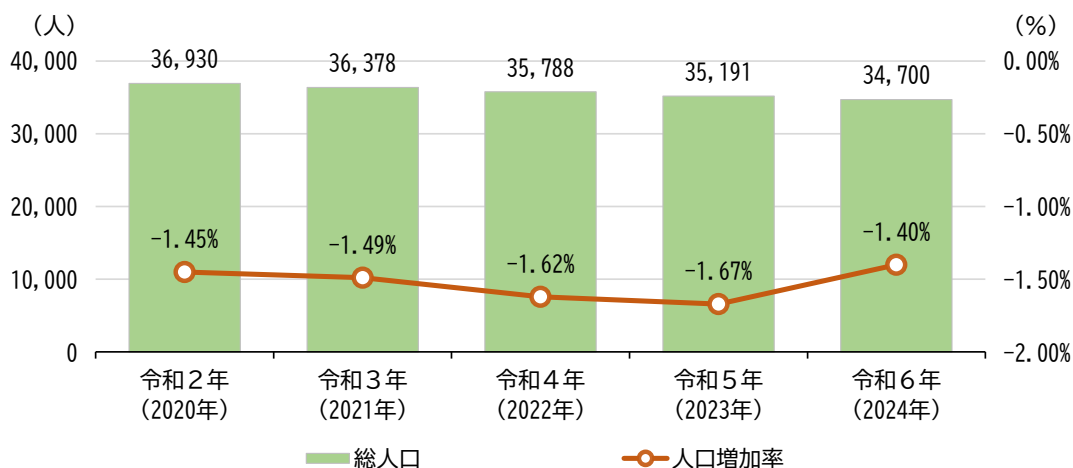
また、人口増加率の5年間の平均値は、-1.53%となっています。

■ 総人口・年少人口割合・高齢化率の推移



資料: 国勢調査

■ 近年の人口の推移

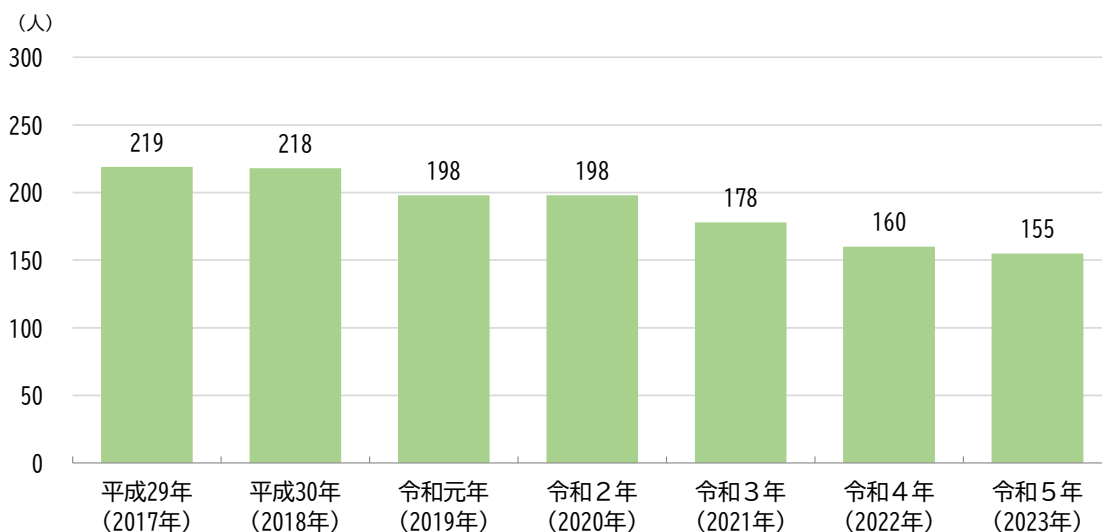


資料: (市ホームページ) 人口の推移及び人口動態(各年3月末現在)

(2) 出生の状況

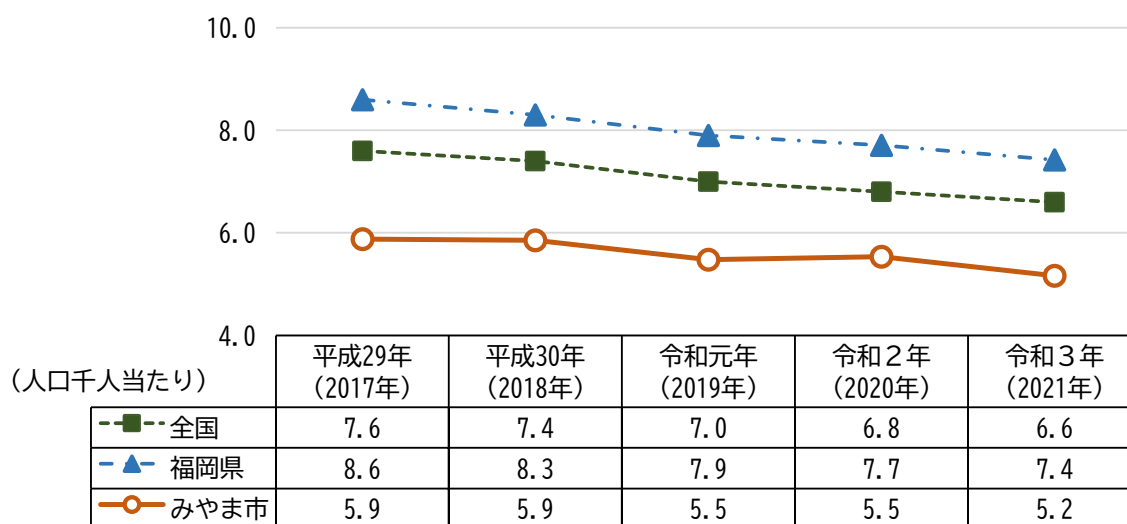
出生数は減少傾向にあり、令和5年では155人となっています。出生率（人口千人当たり）をみると、減少傾向にあり、全国や県と比較しても低い値となっています。

■出生数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

■出生率（人口千人当たり）の推移

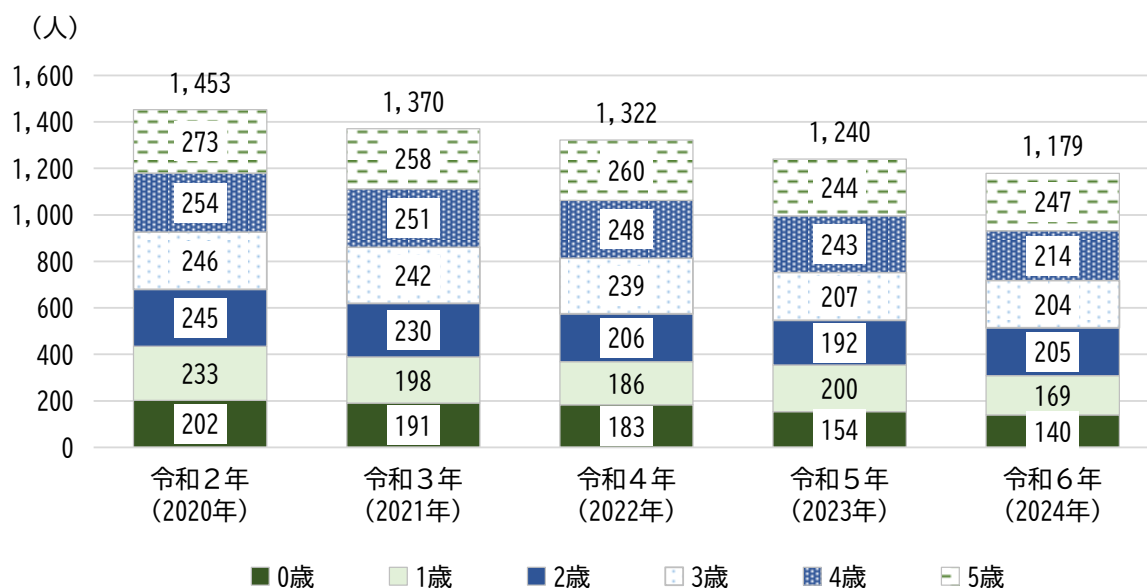


資料：福岡県人口動態統計

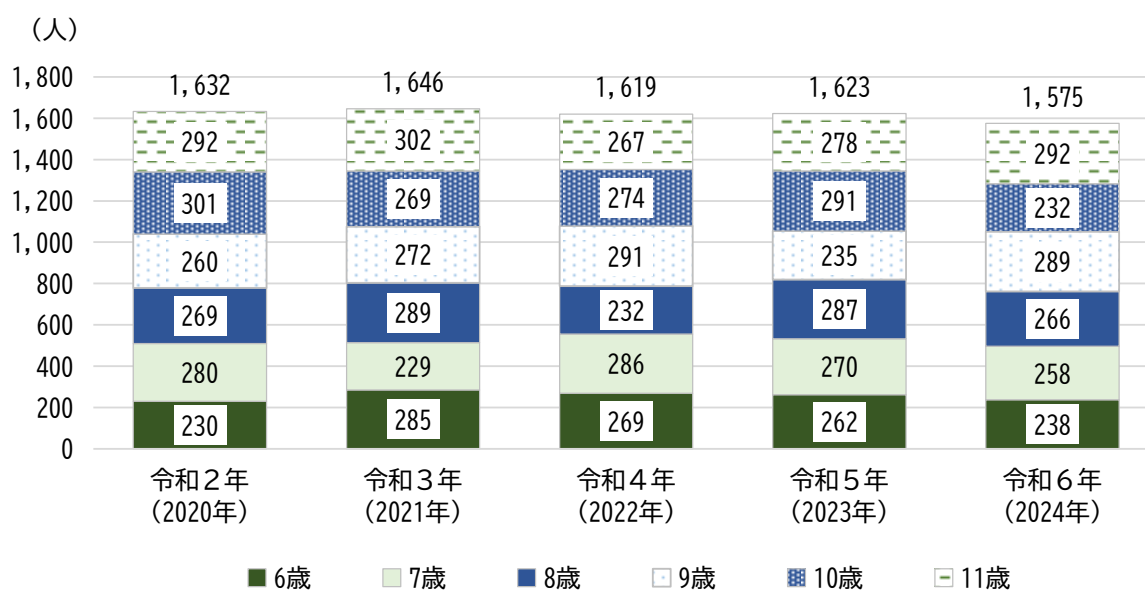
(3) 児童人口の推移

小学生以下（0～11 歳）の児童の各歳別人口の推移をみると、全体に減少傾向にあり、就学前児童（0～5 歳）の児童の各歳別人口の推移では令和 2 年の 1,453 人から令和 6 年の 1,179 人と、4 年間で 274 人と大きく減少しています。この理由としては、出生数が減少しているためと考えられます。また、就学児童（6～11 歳）では 57 人の減少となっています。

■ 0 歳から 5 歳までの人口の推移



■ 6 歳から 11 歳までの人口の推移



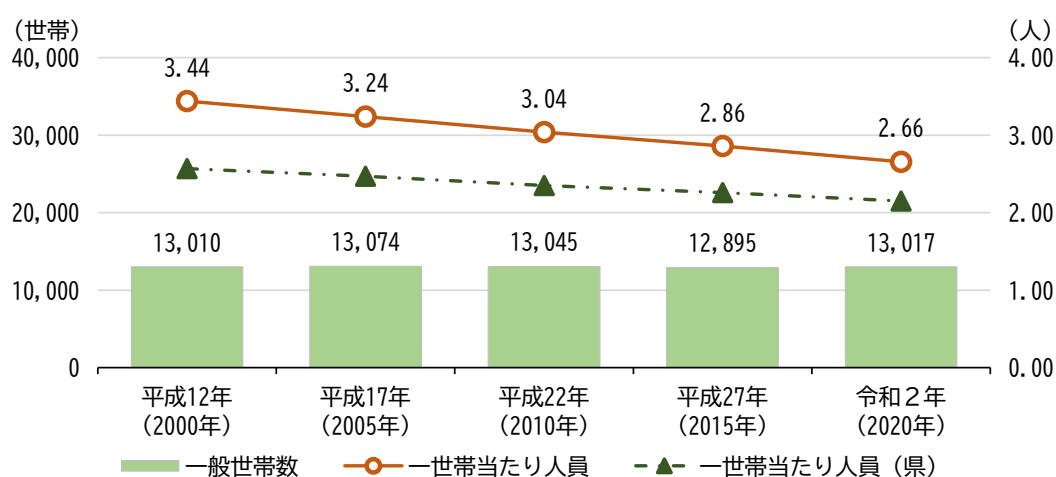
資料：福岡県人口移動調査（各年4月 1 日現在）

(4) 世帯の動向

一般世帯¹数は、13,000 世帯前後で推移しており、令和 2 年には 13,017 世帯となっています。1 世帯当たり人員は、単独世帯の増加、核家族化の進展等により年々少なくなっており、令和 2 年で 2.66 人と減少していますが、県平均に比べ 1 世帯あたり人員が多い地域となっています。

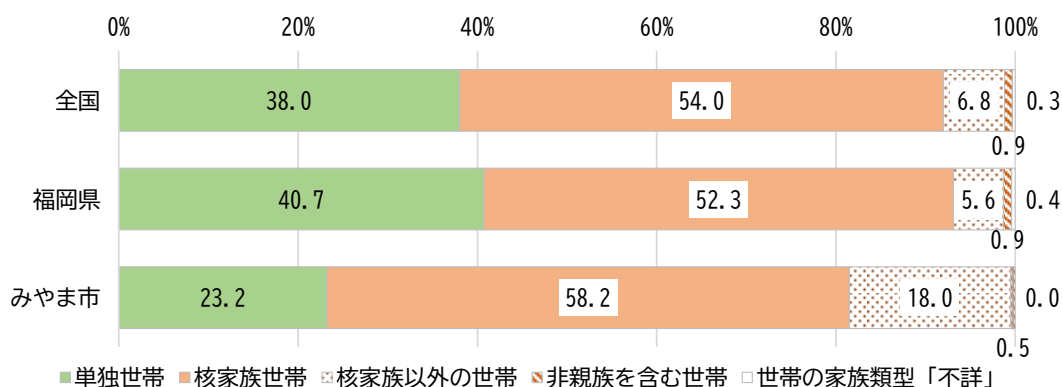
また、令和 2 年の世帯構成では、核家族世帯(58.2%)が最も多く、次いで単独世帯(23.2%)が多くなっています。全国・福岡県と比較すると、単独世帯数が少ないことが分かります。

■ 世帯数・世帯人員の推移



資料：国勢調査

■ 世帯構成比の比較（令和 2 年）



	単独世帯	親族のみの世帯					非親族を含む世帯	世帯の家族類型「不詳」
		核家族世帯				核家族以外の世帯		
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
全国	38.0	20.0	25.0	1.3	7.7	6.8	0.9	0.3
福岡県	40.7	19.0	23.9	1.2	8.2	5.6	0.9	0.4
みやま市	23.2	22.2	24.7	1.8	9.5	18.0	0.5	0.0

資料：国勢調査

¹ 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯のことをいいます。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯のことです。

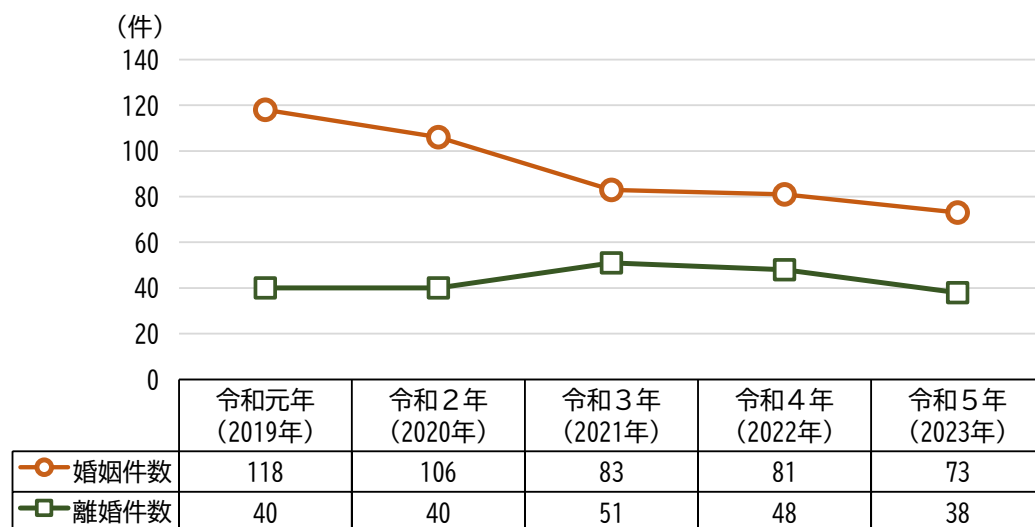
2 結婚・就業の状況

(1) 婚姻・離婚の動向

婚姻件数は、減少傾向にあり、令和5年では73件となっています。離婚件数は、およそ40～50件前後で推移しています。

15～49歳の未婚率をみると、男性では平成17年以降福岡県を上回っており、女性では平成27年以降福岡県を上回っています。

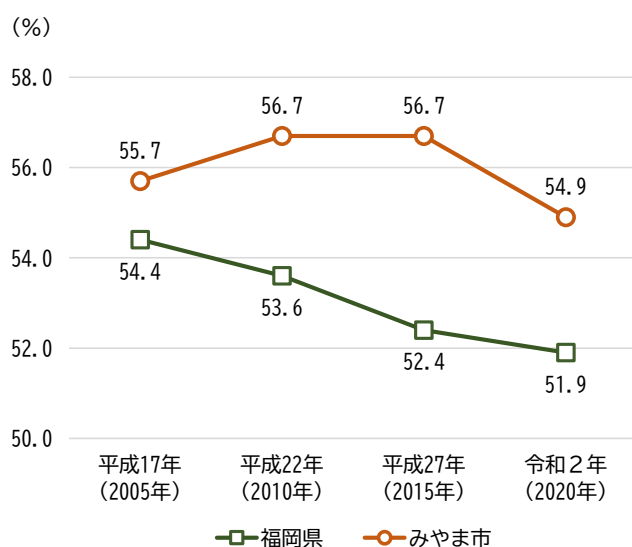
■婚姻・離婚件数の推移



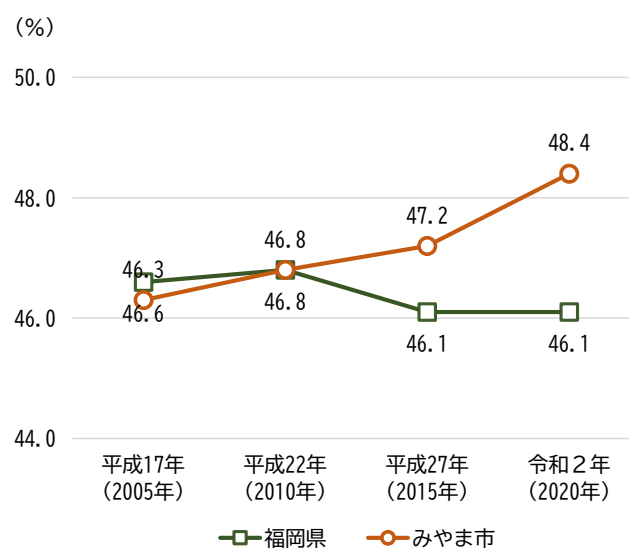
資料：人口動態統計

■未婚率（15～49歳）の推移

【男性】



【女性】



資料：国勢調査

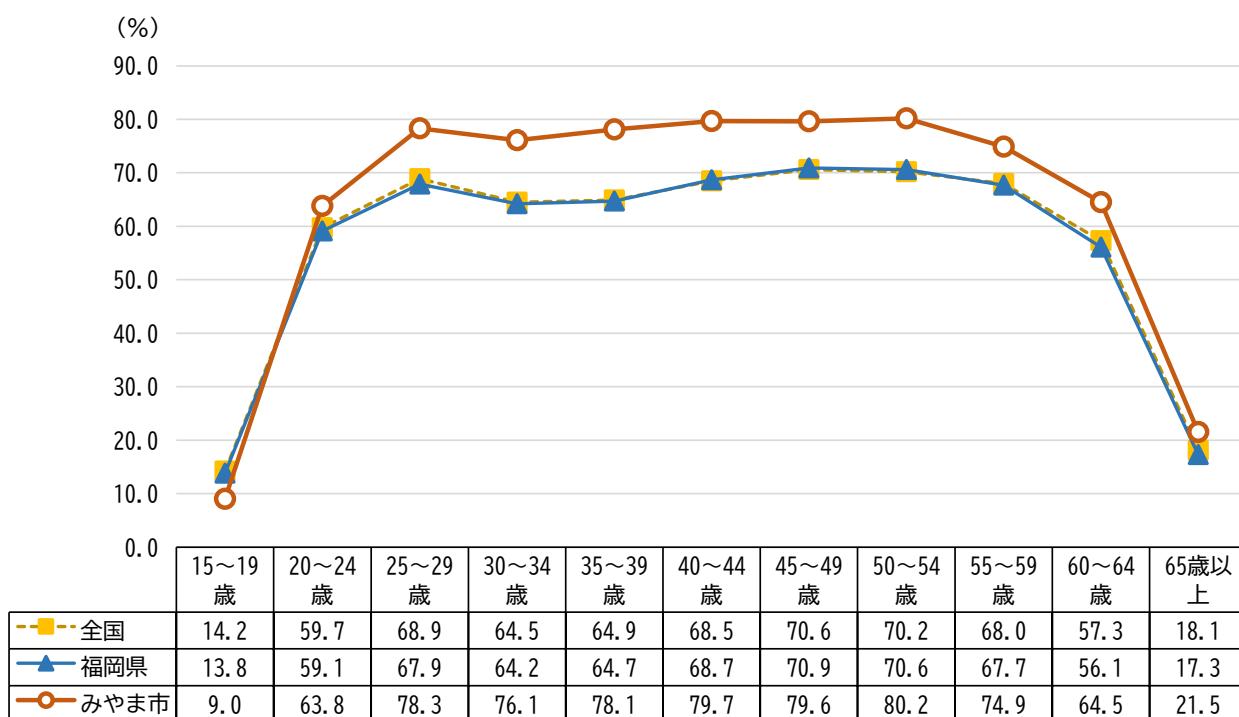
(2) 女性の就業率

子育てと仕事との両立に関連して、女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数）をみると、みやま市では25～29歳まで増加し、30～34歳で一旦減少し、それから50代前半にかけて増加しています。

全国や福岡県と比較すると、女性の就業率は全体的に高くなっています。

男女別の就業率をみると、男性で61.7%、女性で47.3%となっており、いずれも福岡県よりも高い就業率となっています。

■女性の就業率（令和2年）



■男女別就業率（令和2年）

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,003,480 人	1,191,022 人	59.4%	2,303,015 人	1,062,112 人	46.1%
みやま市	14,621 人	9,021 人	61.7%	17,152 人	8,109 人	47.3%

3 主な教育・保育施設等の状況

(1) 認可保育所の状況

認可保育所は、令和5年度現在で11園設置されており、利用定員合計は859人となっています。

在園児童数は、令和5年度で740人となっており、利用定員を下回っている状況にあります。

(単位：人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数（カ所）		11	11	11	11	11
利用定員※（人）		893	876	879	882	859
在園児童数（人）	0歳	102	76	75	86	80
	1歳	137	128	104	101	117
	2歳	157	146	146	120	116
	3歳	164	159	147	149	128
	4歳	166	162	168	150	150
	5歳	157	166	166	165	149
	計	883	837	806	771	740
	0～2歳	396	350	325	307	313
	3～5歳	487	487	481	464	427
在園児童数／利用定員		98.9%	95.5%	91.7%	87.4%	86.1%

※利用定員には広域での利用者数を含む

(2) 認定こども園の状況

認定こども園は、令和5年度現在で6園設置されており、教育認定の利用定員合計は171人、保育認定分の利用定員合計は366人となっています。

在園児童数は、教育認定分で96人、保育認定分で337人となっています。

■ 認定こども園の状況（教育認定分）

（単位：人）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数（カ所）		6	6	6	6	6
利用定員※（人）		293	253	246	248	171
在園児童数（人）	2歳	19	16	23	13	18
	3歳	32	37	25	28	18
	4歳	55	30	33	23	29
	5歳	40	49	31	32	31
	計	146	132	112	96	96
	0～2歳	19	16	23	13	18
	3～5歳	127	116	89	83	78
在園児童数／利用定員		49.8%	52.2%	45.5%	38.7%	56.1%

※利用定員には広域での利用者数を含む

■ 認定こども園の状況（保育認定分）

（単位：人）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数（カ所）		6	6	6	6	6
利用定員※（人）		196	226	221	218	366
在園児童数（人）	0歳	33	37	29	41	35
	1歳	55	55	64	46	60
	2歳	42	57	49	64	46
	3歳	56	48	70	65	70
	4歳	61	59	54	68	69
	5歳	31	65	61	55	57
	計	278	321	327	339	337
	0～2歳	130	149	142	151	141
	3～5歳	148	172	185	188	196
在園児童数／利用定員		141.8%	142.0%	148.0%	155.5%	92.1%

※利用定員には広域での利用者数を含む

4 第2期計画の進捗状況

第2期計画においては、令和2年度から5年間の事業見込量を算出し、提供量の確保に努めました。第2期計画策定の見込量、確保量と実績値は以下の通りです。なお、掲載している値は、令和4年度に中間見直しをおこなった後のものです。

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

①教育認定（幼稚園・認定こども園）

実績値は減少しており、確保量は実績値を上回っています。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み (必要利用定員総数)	129	95	87	81
1号認定(3歳以上)	129	95	87	81
確保量	257	251	252	240
実績値	140	120	104	103

②保育認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

実績値は、全体的に「量の見込み」より上回っています。特に「0歳」「1～2歳」の値が大きく上回っています。年齢別でみると確保量は満たしていませんが、年齢に関係なく柔軟に対応することで、全体の確保量を満たすようにしています。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み (必要利用定員総数)	1,092	1,041	1,007	1,002
2号認定(3歳以上)	656	651	654	669
3号認定(0歳)	45	29	35	33
3号認定(1～2歳)	391	361	318	300
確保量	1,136	1,142	1,137	1,120
2号認定(3歳以上)	660	660	660	670
3号認定(0歳)	100	104	102	100
3号認定(1～2歳)	376	378	375	350
実績値	1,161	1,134	1,110	1,081
2号認定(3歳以上)	659	666	652	623
3号認定(0歳)	114	105	127	118
3号認定(1～2歳)	388	363	331	340

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

①時間外保育事業（延長保育事業）

実績値は、令和３年度から令和４年度にかけて大きく減少しています。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み	143	144	141	140
確保量	620	630	630	630
実績値	147	144	101	118

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

令和４年度、令和５年度で、実績値が確保量を上回っています。特に「低学年（１～３年生）」において実績値が大きく上回っています。ただし、実際には、令和３年度以降、確保量を５００に増やしており、現状ではニーズ量を満たしています。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み	412	406	400	400
低学年（１～３年生）	348	353	343	343
高学年（４～６年生）	64	53	57	57
確保量	412	406	400	400
実績値	412	406	415	402
低学年（１～３年生）	348	353	363	370
高学年（４～６年生）	64	53	52	32

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

令和３年度の実績値は０となっており、全体的には利用する人は少ない状況にあります。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み	8	8	7	7
確保量	7,810	7,810	7,810	7,810
実績値	7	0	12	8

④地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

実績値は、令和３年度から令和４年度にかけて大きく増加しています。

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み	362	289	343	343
確保量	571	580	650	650
実績値	361	289	422	460

⑤-1 一時預かり事業（一時保育促進事業）

実績値は、令和３年度から令和４年度にかけて大きく減少しています。

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み	1,527	1,112	1,015	927
（１号認定による利用）	—	—	—	—
（２号認定による利用）	1,527	1,112	1,015	927
確保量	5,200	3,380	3,120	2,860
実績値	1,527	1,112	304	52

⑤-2 その他の一時預かり

確保量は実績値を上回っています。

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
量の見込み	546	546	528	540
確保量	42,339	43,069	43,815	45,454
一時預かり事業	3,504	3,504	3,504	4,380
ファミリー・サポート・センター事業※	31,025	31,755	32,501	33,264
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	7,810	7,810	7,810	7,810
実績値	256	304	206	311

※病児・緊急対応強化事業を除く

⑥ 病児・病後児保育事業

令和2年度から令和5年度にかけて、実績値は増加し続けています。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	95	153	150	150
確保量※	3,438	3,444	3,438	3,444
実績値	95	153	179	361

※確保量には広域での利用者数を含む

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

確保量は実績値を上回っています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	203	196	163	157
確保量	203	196	163	157
実績値	175	169	158	145

⑧ 養育支援訪問事業

確保量は実績値を上回っています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	32	34	22	19
確保量	32	34	22	19
実績値	29	25	9	12

⑨ 利用者支援事業

2ヵ所の確保を継続して実施しています。

(単位：ヵ所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2
実績値	2	2	2	2

(3) 総括

一部の事業において実績値が確保量を上回るものがありましたが、柔軟な運用、確保量を増やす等の対応を行い、全体としてニーズ量を充足することができています。

5 アンケート調査結果について

(1) 調査の目的

本計画の策定にかかる基礎資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、子育てに関する要望・意見等を把握することを目的として、住民意向調査（アンケート調査）を実施しました。

(2) 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：みやま市内全域
- 調査対象者：みやま市在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
みやま市在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：令和6年8月15日から8月31日
- 調査方法：郵送調査法、WEB調査法の併用
(郵送による配布、回収。または、WEBによる回答)

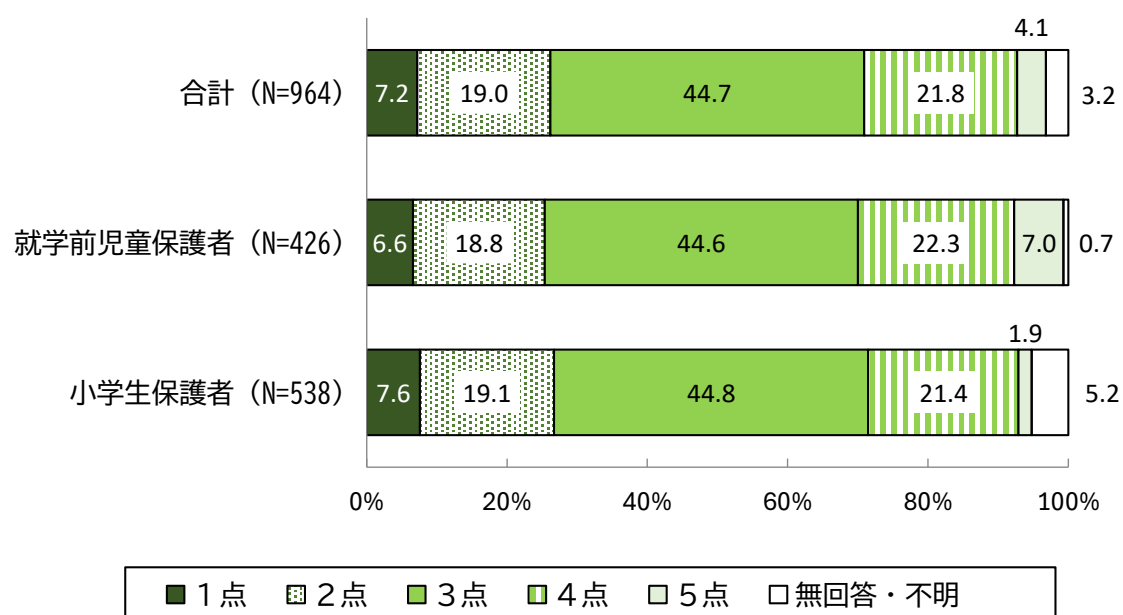
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	888 件	426 件	48.0%
小学生児童	1,166 件	538 件	46.1%

(3) 調査結果の概要

【就学前児童保護者・小学生保護者共通設問】

問 みやま市の子育て環境や支援の満足度について、1～5の5段階評価でお答えください。

みやま市の子育て環境や支援の満足度について5段階評価で聞いたところ、全体での平均点は、2.97となっています。就学前児童保護者の平均点は3.04、小学生保護者の平均点は2.90となっています。



【就学前児童保護者・小学生保護者共通設問】

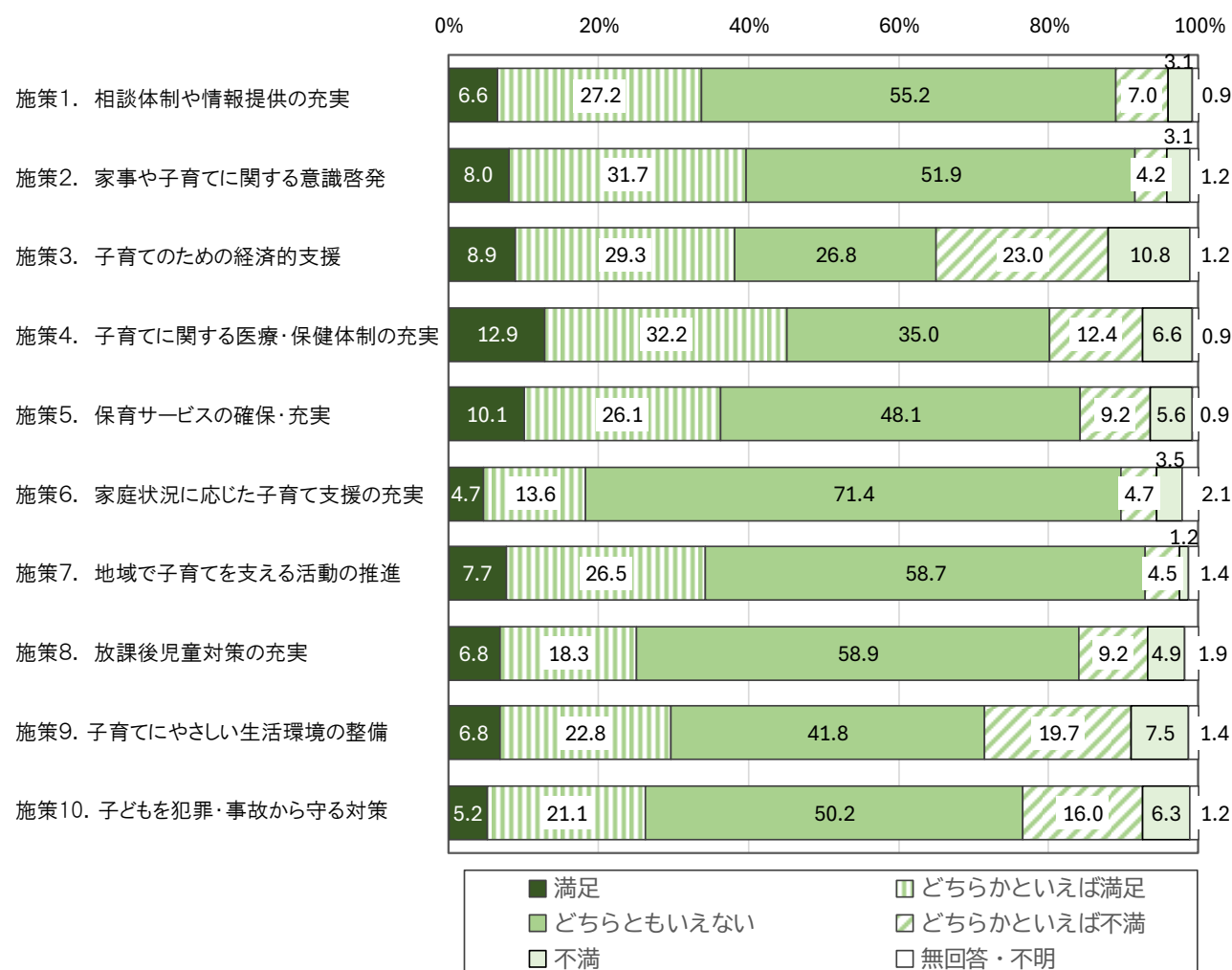
問 みやま市の子ども・子育てに関する以下の取組にどの程度満足していますか。

【就学前児童保護者】

「満足」と「どちらかといえば満足」を合計した割合が高くなっているのは、「施策4．子育てに関する医療・保健体制の充実」「施策2．家事や子育てに関する意識啓発」「施策3．子育てのための経済的支援」となっています。

また、「どちらかといえば不満」と「不満」を合計した割合が高くなっているのは、「施策3．子育てのための経済的支援」「施策9．子育てにやさしい生活環境の整備」「施策10．子どもを犯罪・事故から守る対策」となっています。

N=426

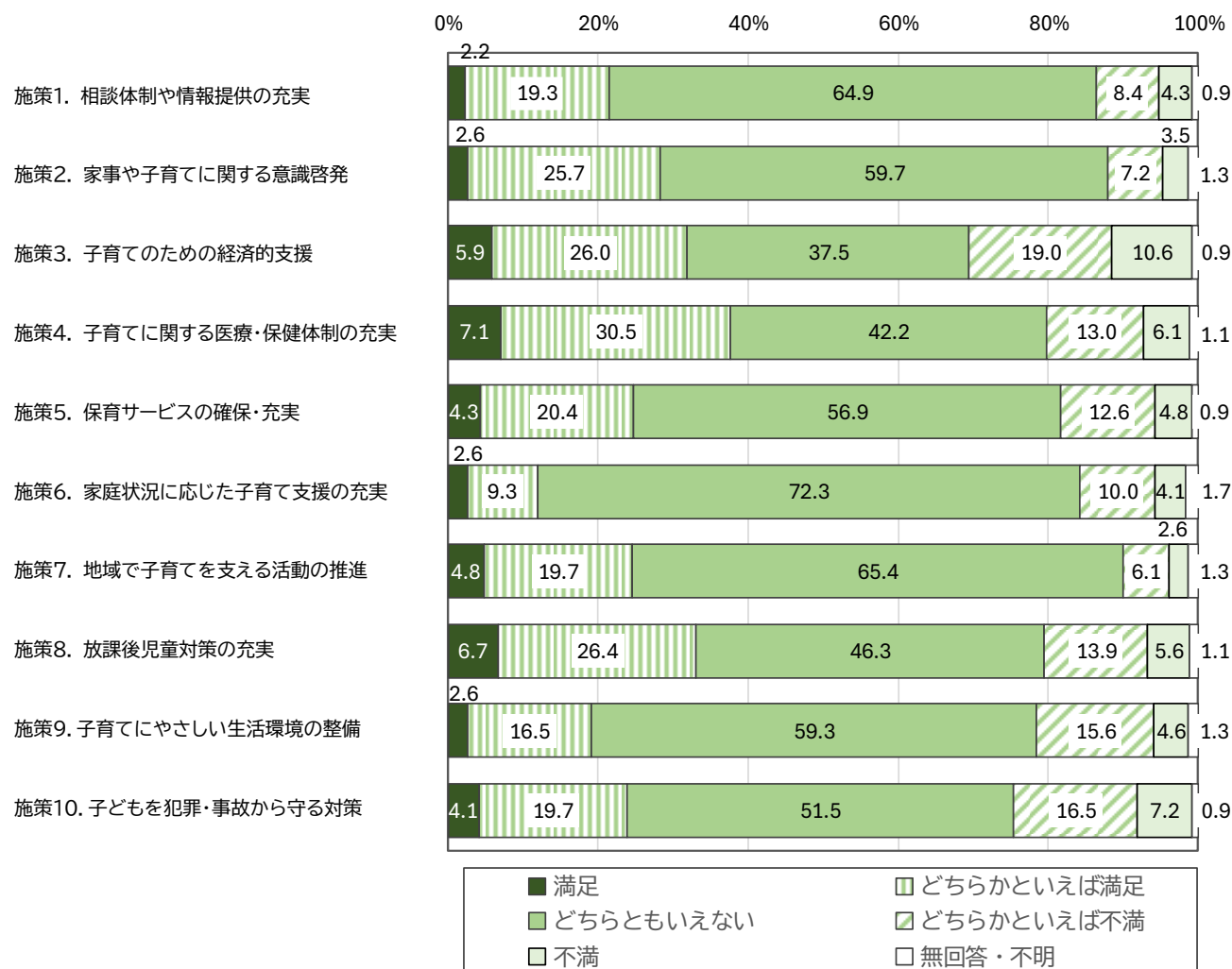


【小学生保護者】

「満足」と「どちらかといえば満足」を合計した割合が高くなっているのは、「施策4. 子育てに関する医療・保健体制の充実」「施策8. 放課後児童対策の充実」「施策3. 子育てのための経済的支援」となっています。

また、「どちらかといえば不満」と「不満」を合計した割合が高くなっているのは、「施策3. 子育てのための経済的支援」「施策10. 子どもを犯罪・事故から守る対策」「施策9. 子育てにやさしい生活環境の整備」となっています。

N=538



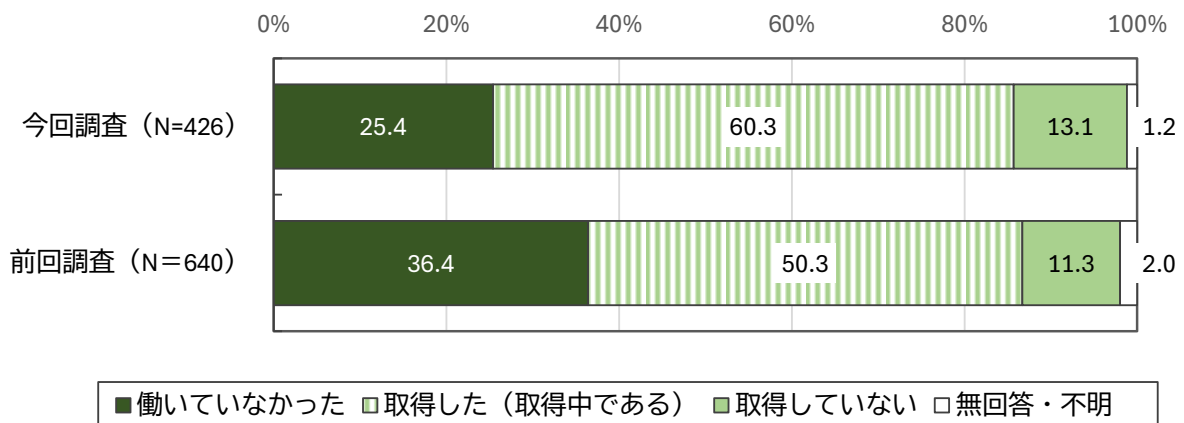
【就学前児童保護者のみ対象】

問 あて名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。

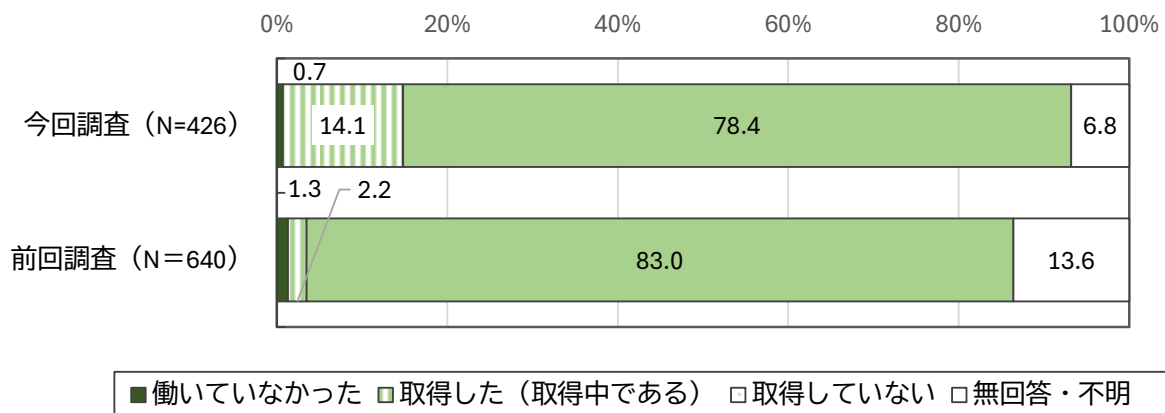
前回調査と比較すると、母親では「働いていなかった」が減少し、「取得した（取得している）」が増加しています。

父親では、「取得した（取得している）」が10ポイント以上増加しています。

■ 母親



■ 父親



【就学前児童保護者・小学生保護者共通】

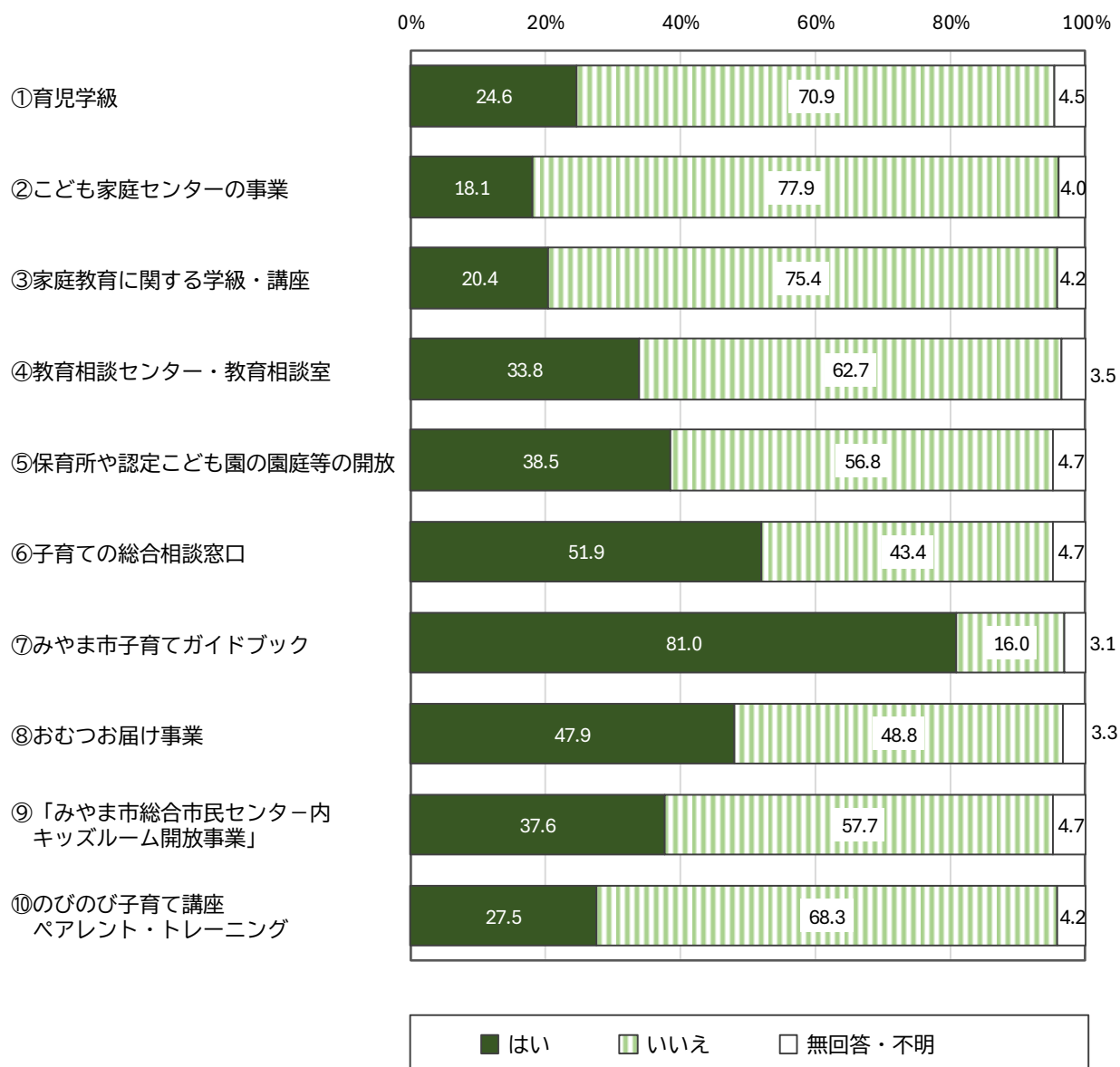
問 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑩の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

A 認知度(知っているかどうか)

【就学前児童保護者】

「はい」の割合が最も高くなっているのは、「みやま市子育てガイドブック」となっています。

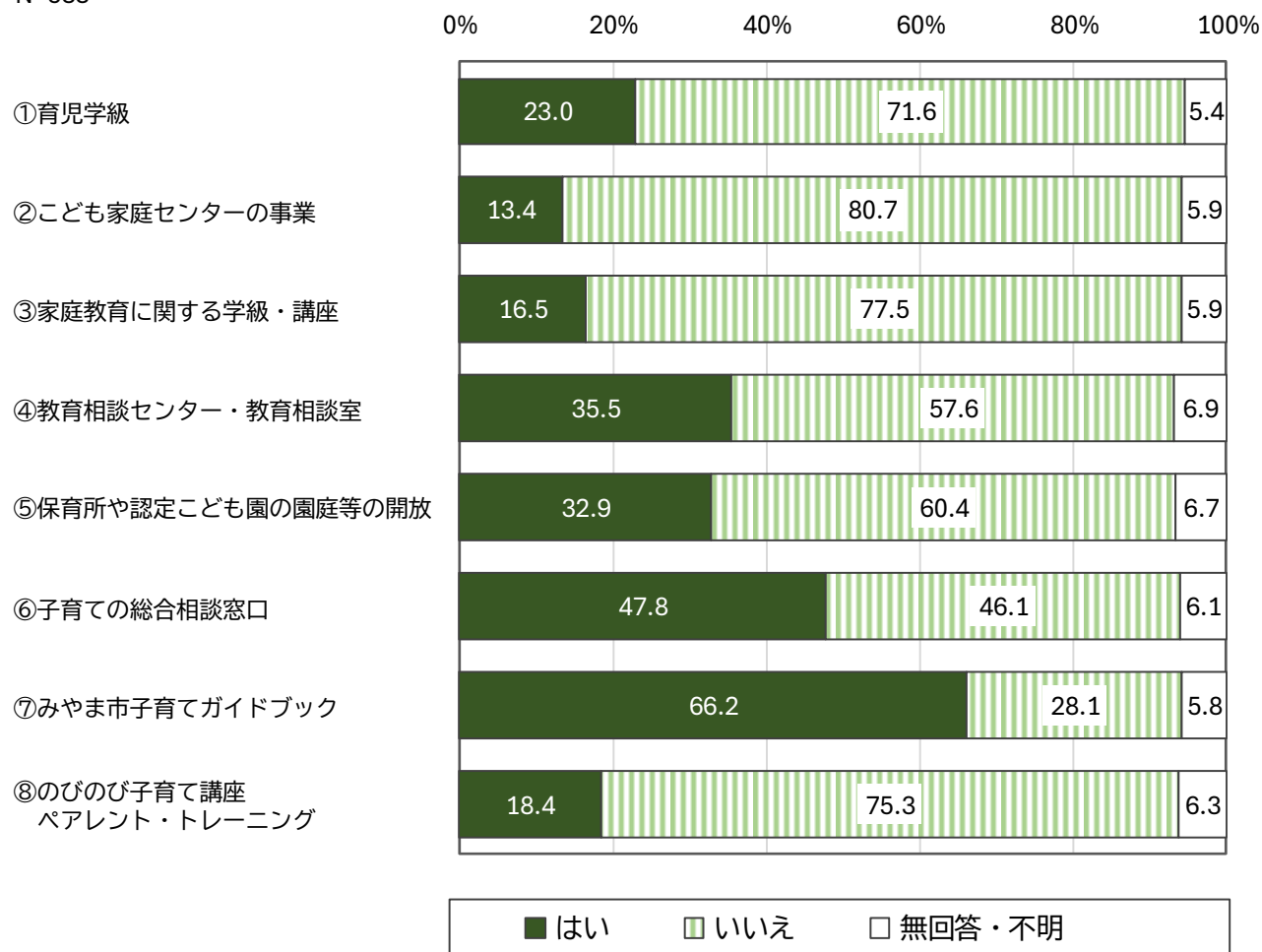
N=426



【小学生保護者】

「はい」の割合が最も高くなっているのは、「みやま市子育てガイドブック」となっています。

N=538

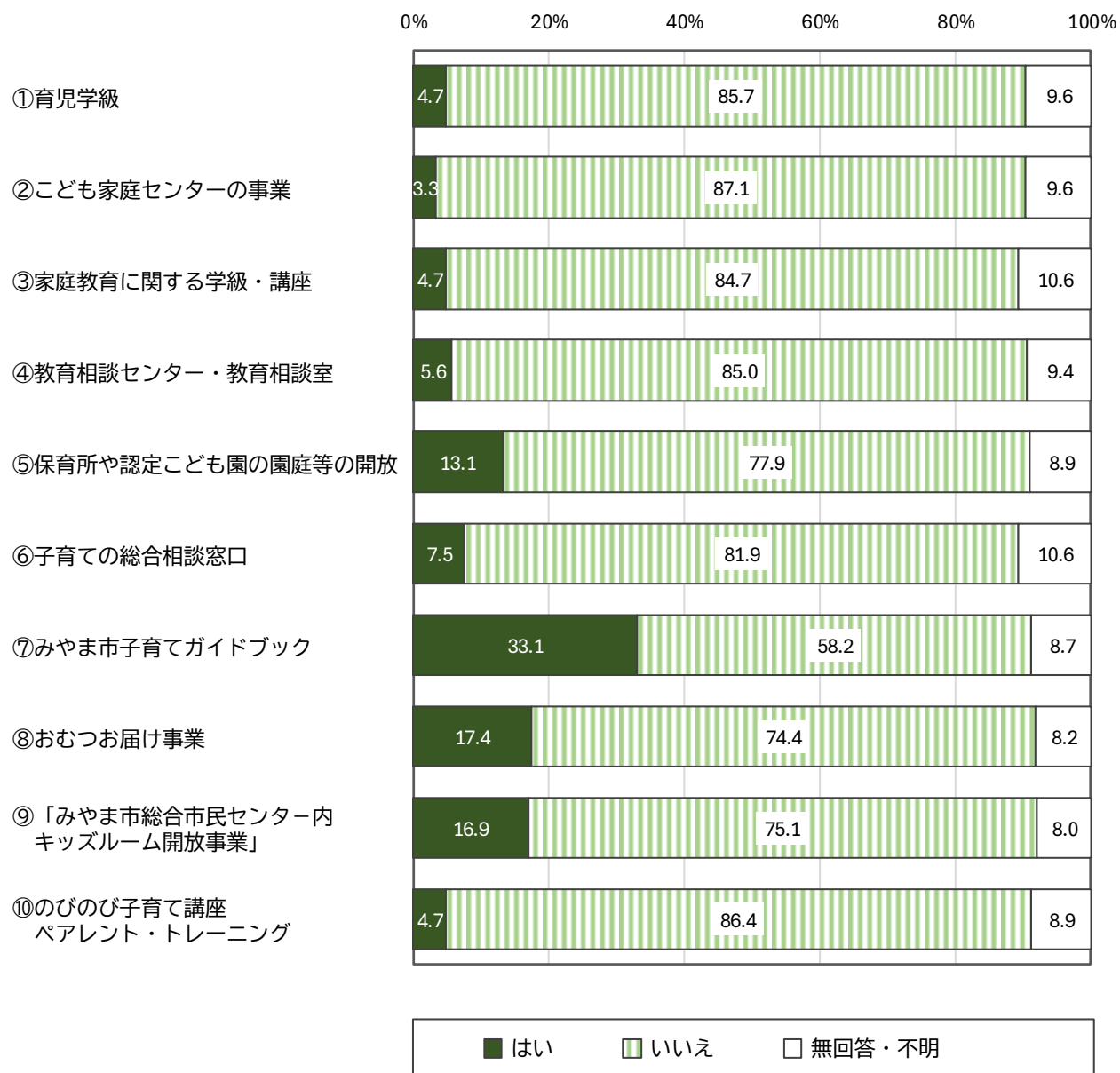


B 利用経験(利用したことがあるか)

【就学前児童保護者】

「はい」の割合が最も高くなっているのは、「みやま市子育てガイドブック」となっています。

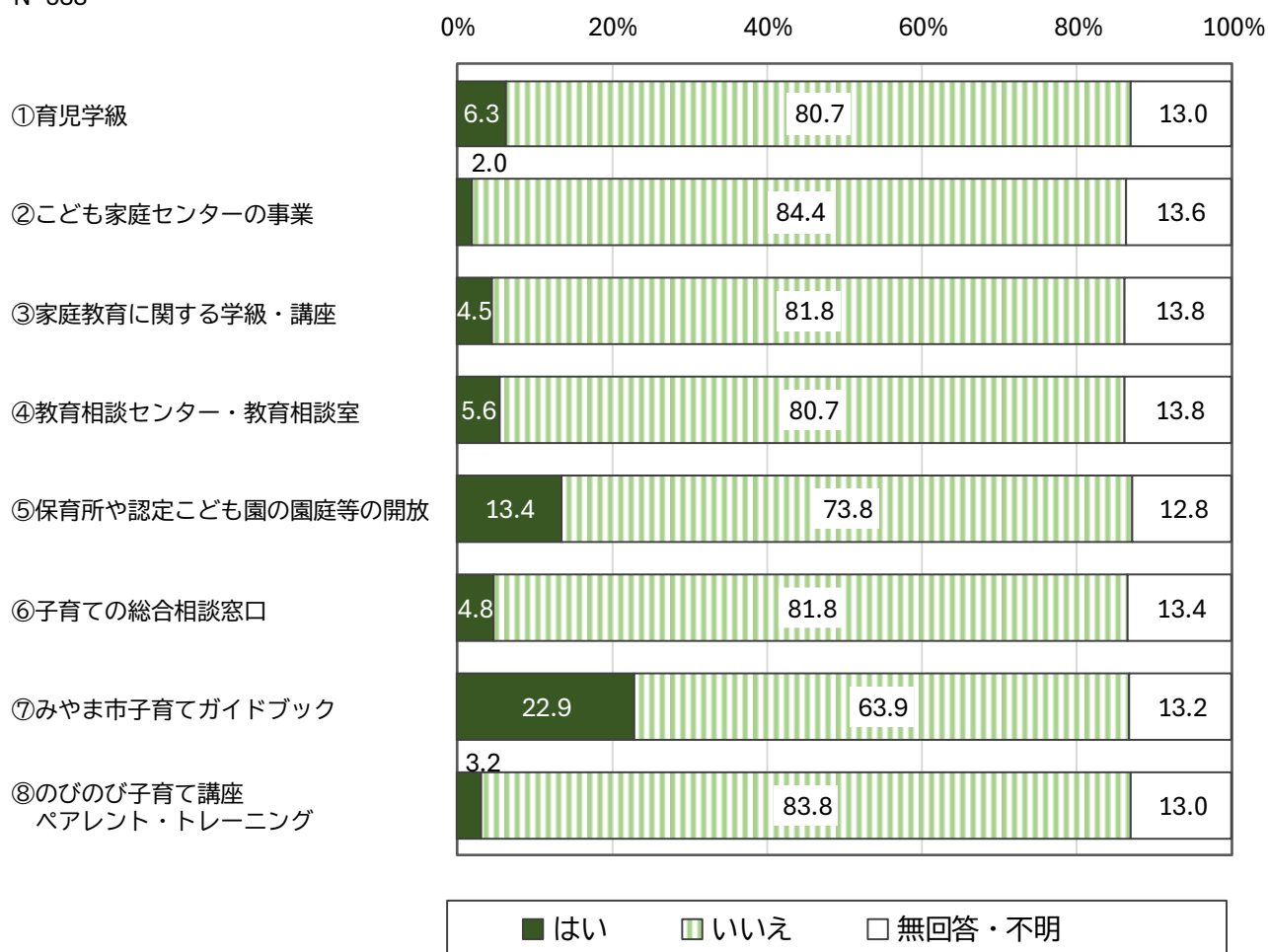
N=426



【小学生保護者】

「はい」の割合が最も高くなっているのは、「みやま市子育てガイドブック」となっています。

N=538

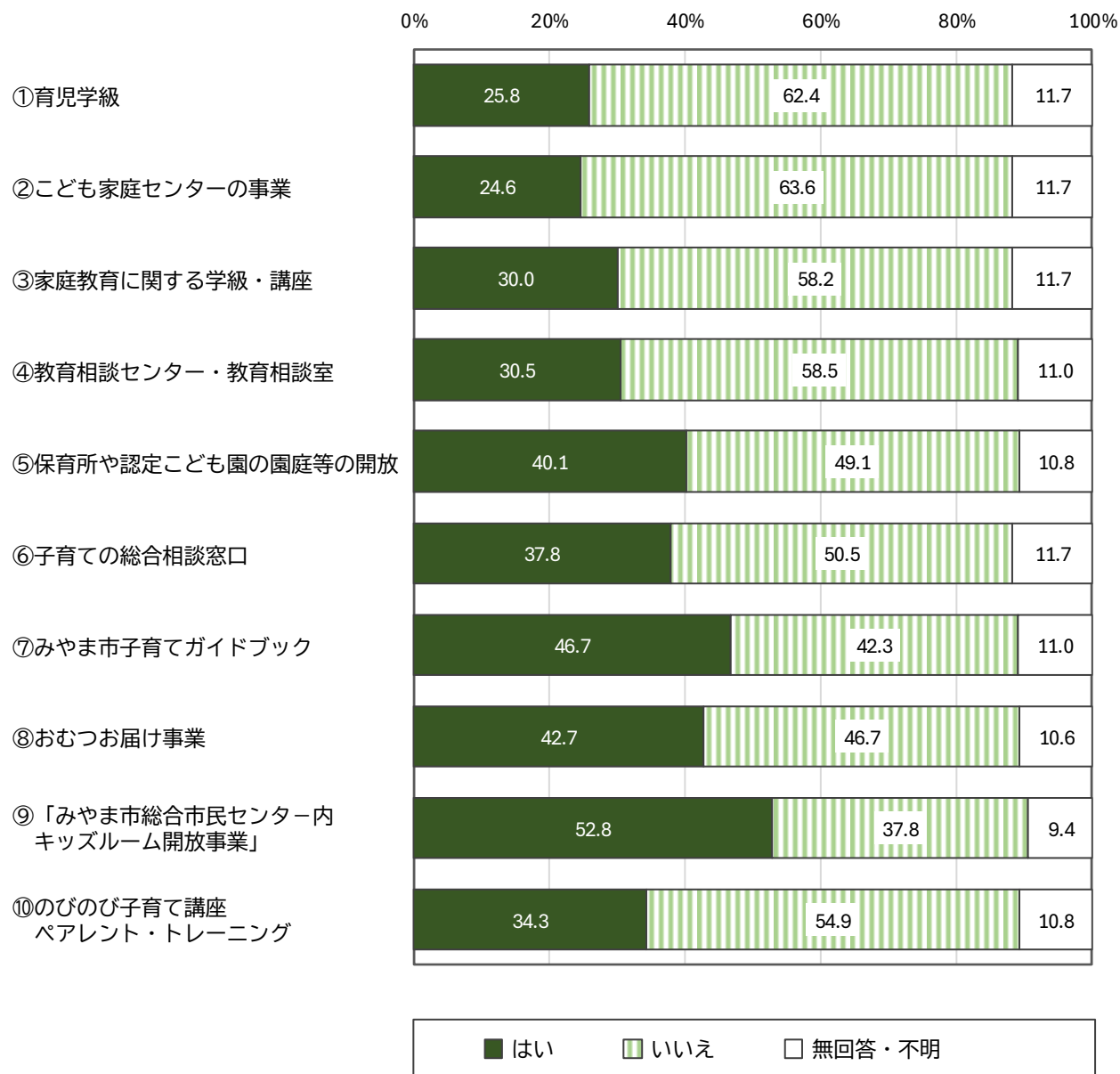


C 利用意向(今後利用したいか)

【就学前児童保護者】

「みやま市総合市民センター内キッズルーム開放事業」「みやま市子育てガイドブック」「おむつお届け事業」において「はい」の割合が高くなっています。

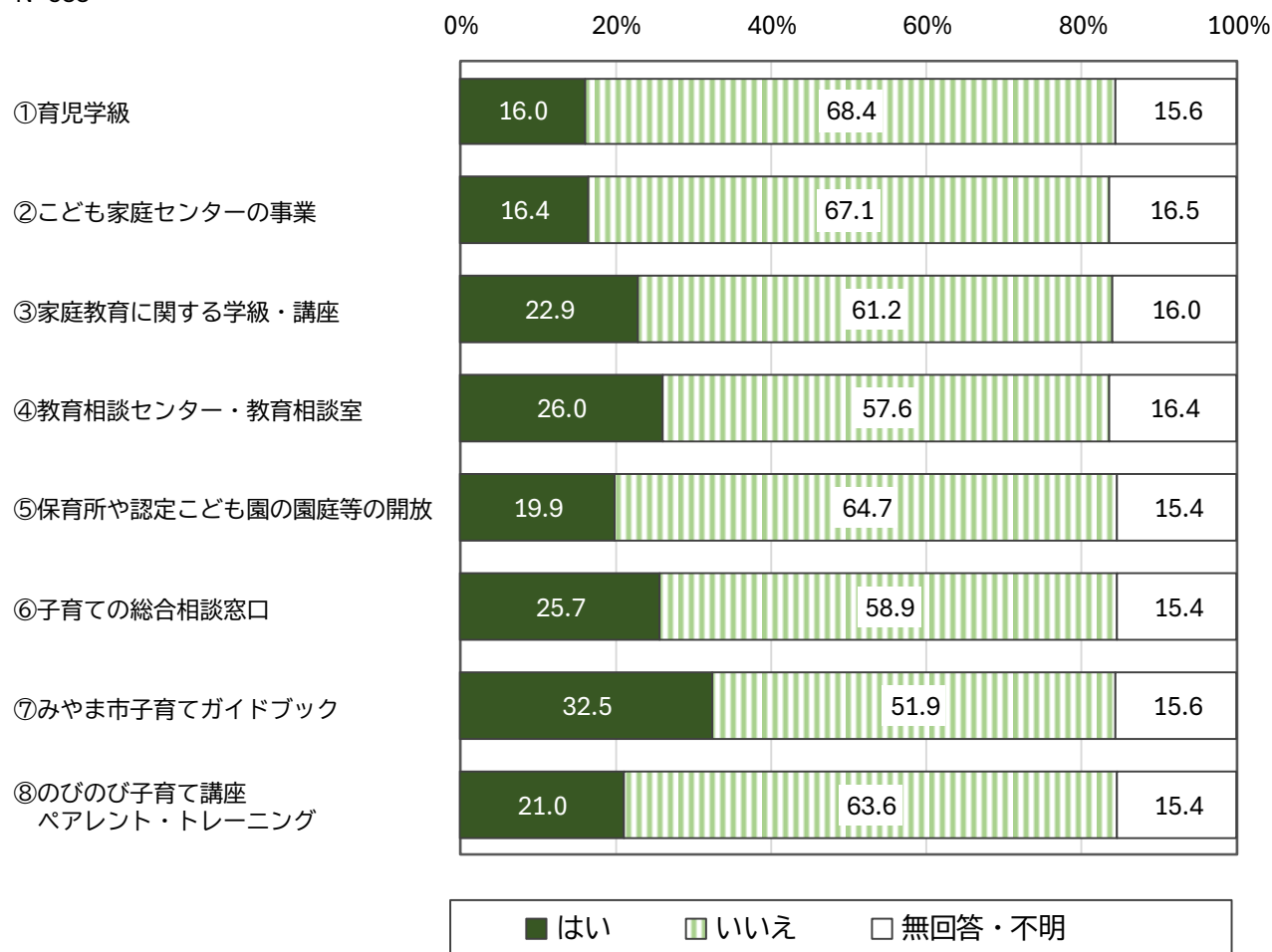
N=426



【小学生保護者】

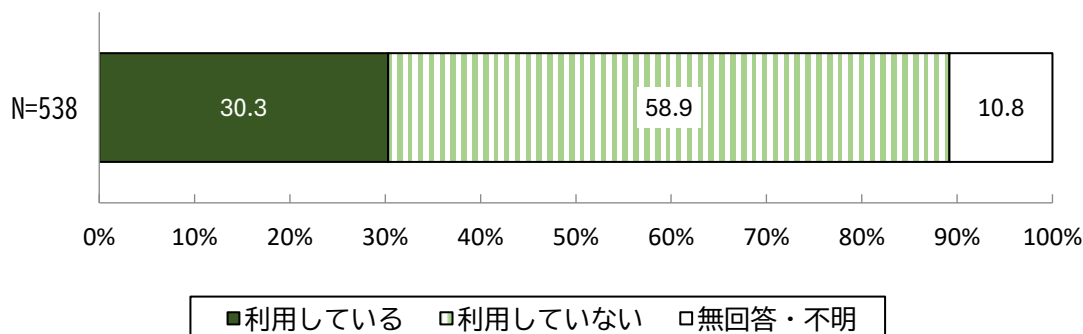
「みやま市子育てガイドブック」「教育相談センター・教育相談室」「子育ての総合相談窓口」において「はい」の割合が高くなっています。

N=538



問 あて名のお子さんは現在、放課後児童クラブを利用していますか。

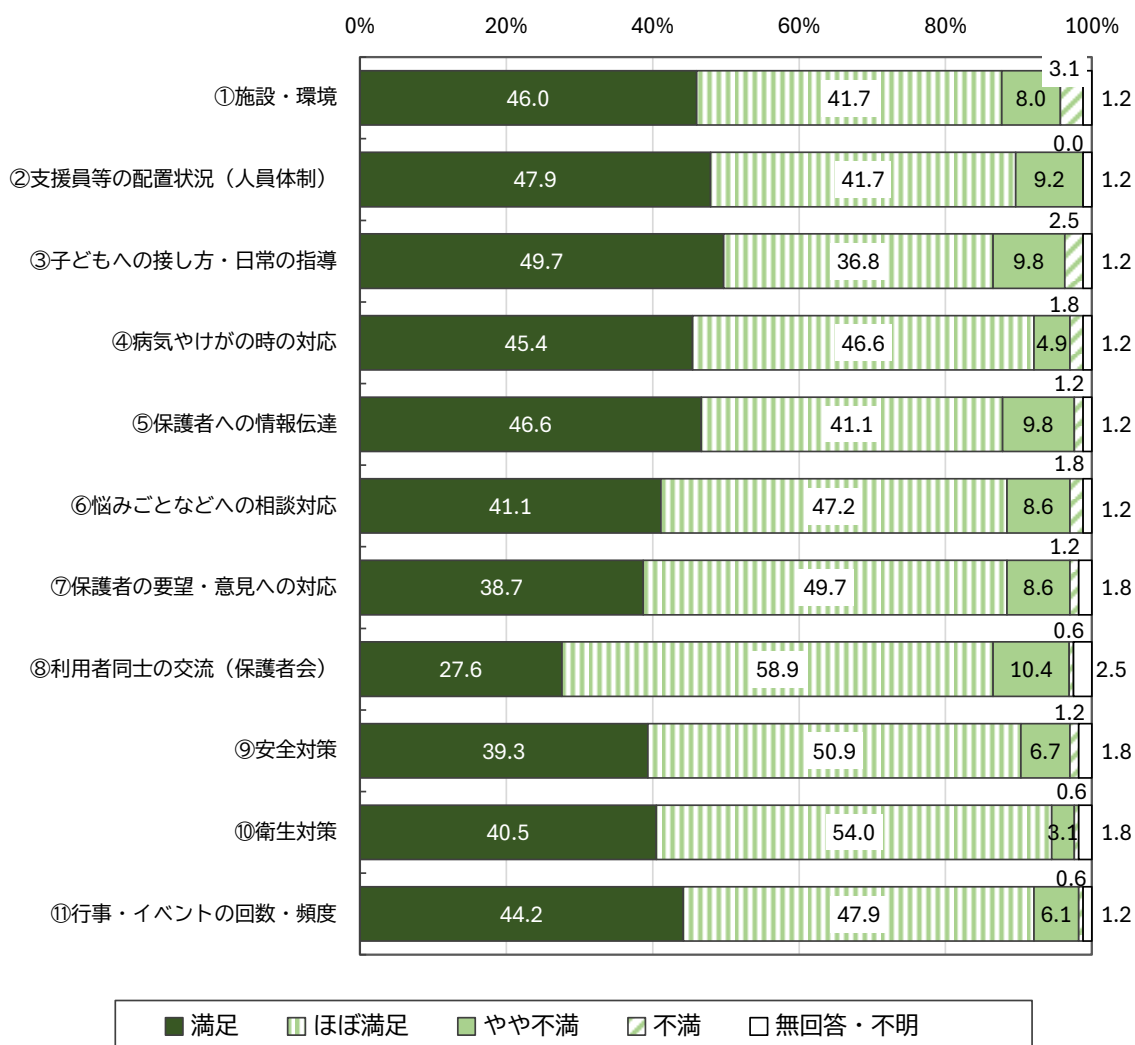
「利用している」は30.3%となっています。



問 （先の方で「利用している」と回答した方のみ）放課後児童クラブに対してどのように感じていますか。

全体的に満足度は高くなっています。「満足」の割合が最も高くなっているのは「③子どもへの接し方・日常の指導」となっています。逆に「満足」の割合が最も低くなっているのは「⑧利用者同士の交流（保護者会）」となっています。

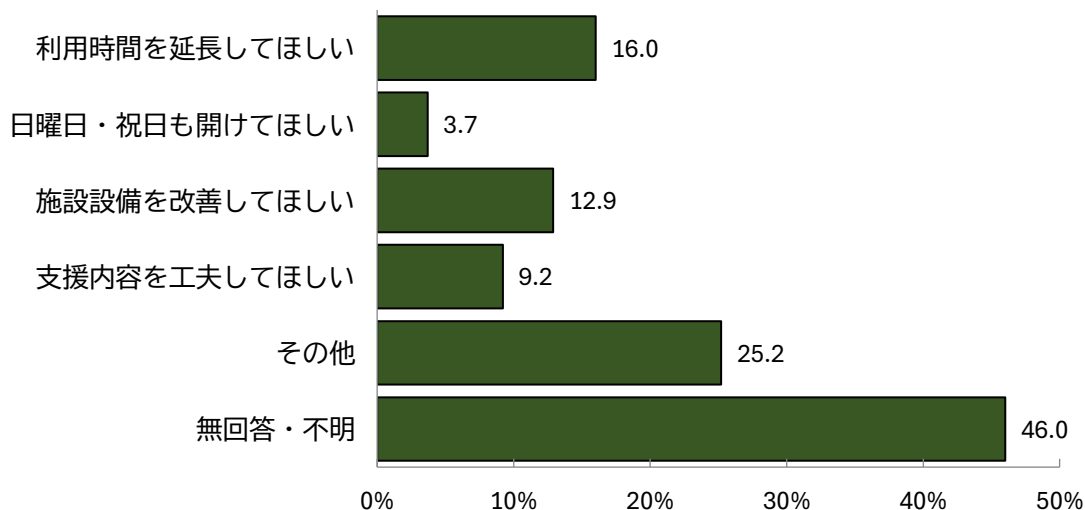
N=163



問 （先の間で「利用している」と回答した方のみ）現在通っている放課後児童クラブに対して次のような要望がありますか。【○はあてはまるもの2つまで】

「利用時間を延長してほしい」が16.0%となっています。

N=163



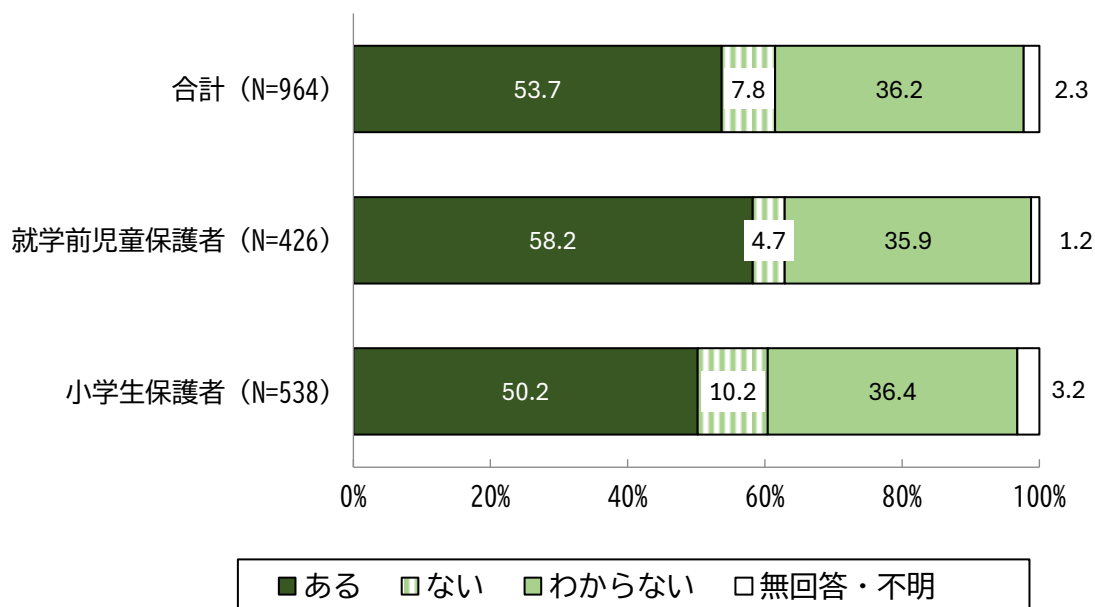
<その他>

- ・ 防犯面、不審者を入れない安全面を強化してほしい
- ・ 保護者への情報伝達がこどもを通してのビラの配布によって行われていたことがあった。大事な情報はお迎えの際に直接伝えるか貼り紙をするなど、工夫してもらえたら助かる
- ・ お盆期間中の開所
- ・ たまに土曜日出勤のときがあるので見てほしい時がある
- ・ 8時からでなく7:30に開けてほしい。土曜も利用しているクラブに行けるようにしてほしい。現在バラバラなので
- ・ 学校より放課後児童クラブの方の規則が厳しく利用したからない。もう少しルーズでもいいのでは。と思う
- ・ 長期休暇中に昼食を提供(有料でも)いただけると大変助かる。弁当持参、衛生的に心配
- ・ 夏休みの水遊びの回数を増やしてほしい
- ・ 夏休みの学習時間を増やしてほしい。とても楽しんでいるが、宿題ができていない日もあるので
- ・ 朝の時間を早くしてほしい(仕事に間に合わない)
- ・ 夏休み、冬休み等長期休みの場合、7:30 から開所してほしい。仕事で親の出勤時間が早いいため
- ・ よくしていただいている

【就学前児童保護者・小学生保護者共通設問】

問 あて名のお子さんが、そこに「居たい」「行きたい」と思うような場所がありますか。

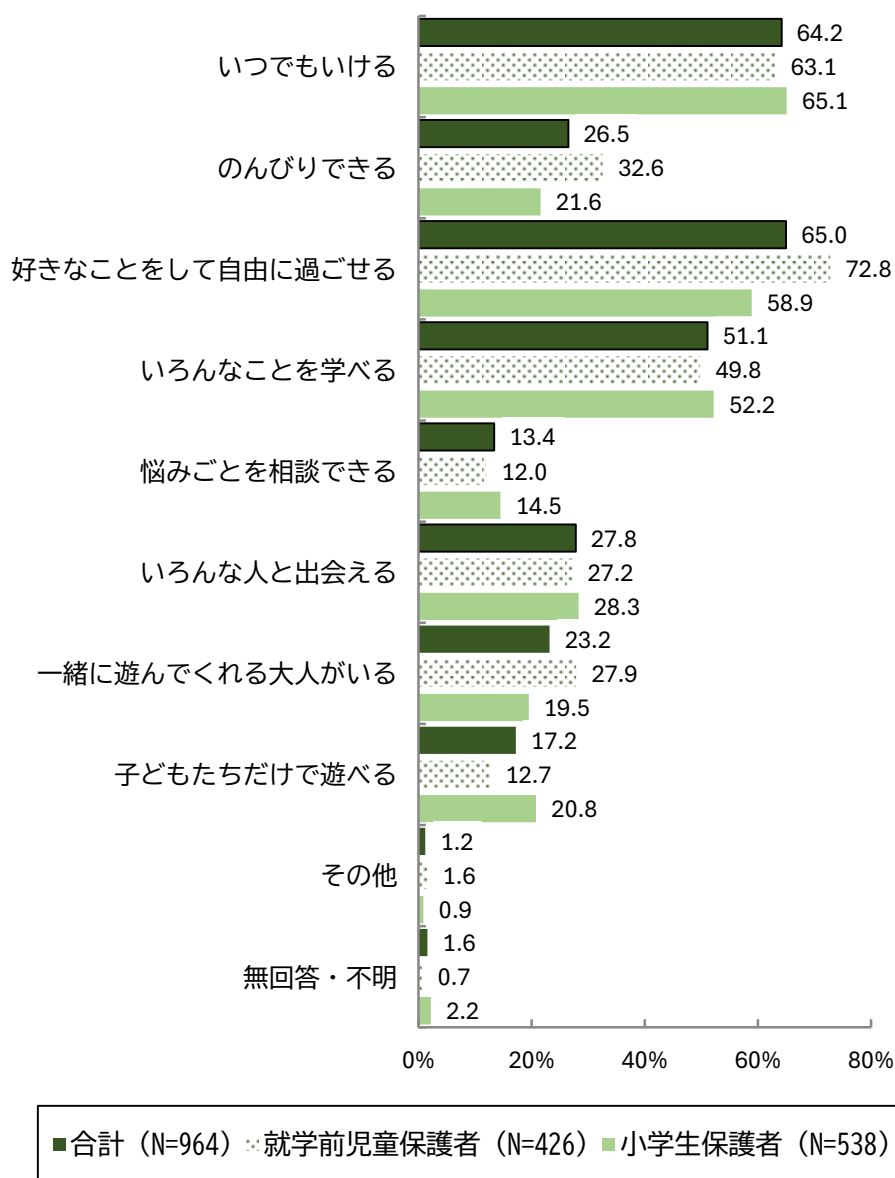
就学前児童保護者では、「ある」が58.2%、小学生保護者では、「ある」が50.2%となっています。



問 こどもにとって、どんな居場所があったら嬉しいですか。(〇は3つまで)

就学前児童保護者では、「好きなことをして自由に過ごせる」が 72.8%で最も高くなっています。次いで「いつでもいける」が 63.1%、「いろんなことを学べる」が 49.8%となっています。

小学生保護者では、「いつでもいける」が 65.1%で最も高くなっています。次いで「好きなことをして自由に過ごせる」が 58.9%、「いろんなことを学べる」が 52.2%となっています。



<その他>

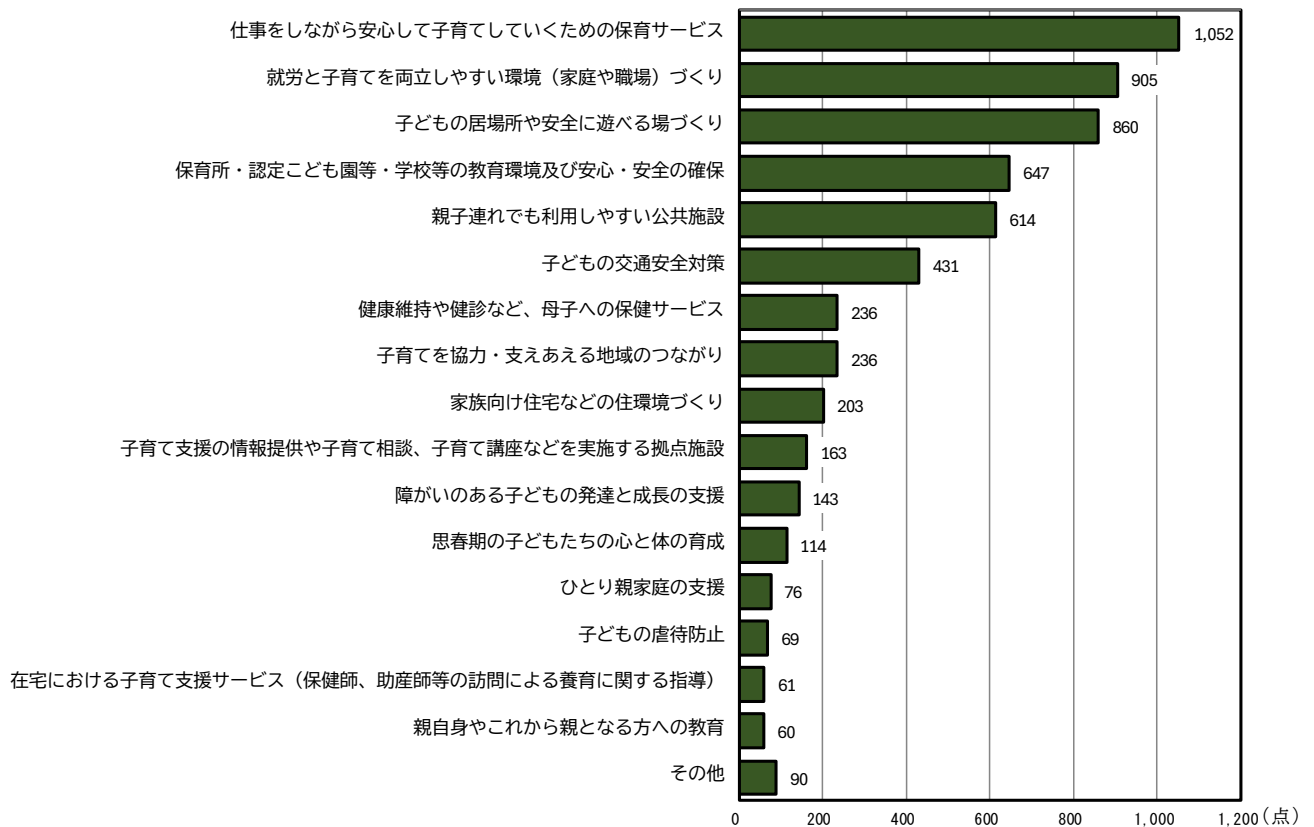
性犯罪の心配がない場所／無料／不審者が来ない安全な場所／
 天気、気温に関係なく遊べる室内ルームを作ってほしい／家族と過ごせる時間／
 一緒に遊んでくれなくとも良いので見守りをしてくれる大人がいる／
 今のこどもは外で遊ばないので友達ができるような所がほしい

問 安心して子育てができ、こどもがのびのびと育つために、充実させてほしいと思うことは何ですか。下の1～17のうち、優先順位の高いものから5つ選んでお答えください。

優先順位1位には5点、2位には4点、3位には3点、4位には2点、5位には1点と順位によって重みを付け、各項目を得点化しました。

【就学前児童保護者】

就学前児童保護者では、「仕事をしながら安心して子育てしていくための保育サービス」「就労と子育てを両立しやすい環境（家庭や職場）づくり」「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」の得点が高くなっています。

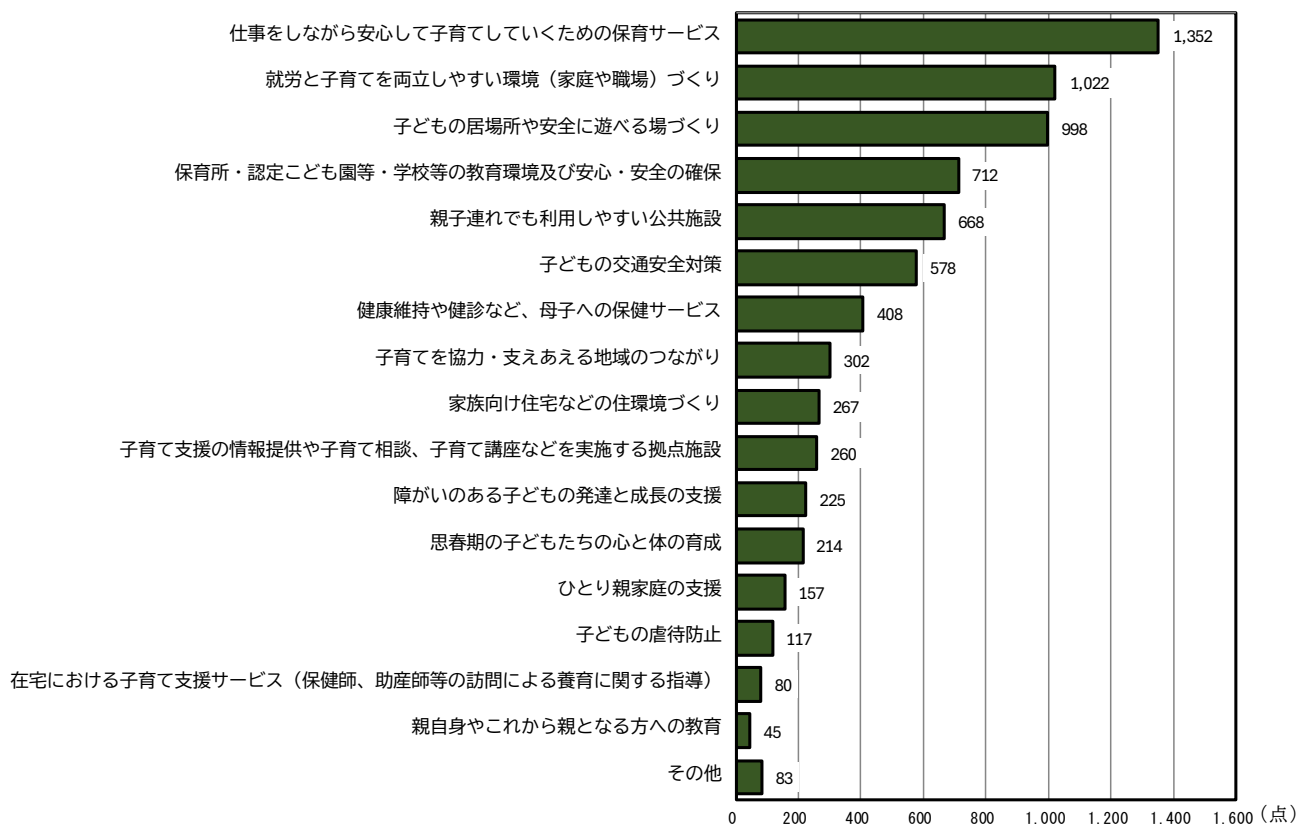


<その他>

子育てのための経済的支援／市街化調整区域の緩和。土地があるのに家を建てられない／病院代支援／つどいの広場の小学生バージョンがほしい。夏は暑すぎて外で遊べないため

【小学生保護者】

小学生保護者では、「仕事をしながら安心して子育てしていくための保育サービス」「就労と子育てを両立しやすい環境（家庭や職場）づくり」「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」の得点が高くなっています。



<その他>

給食費無償にしてほしい／こどものためにかかるお金に不安がなくなる／税制の優遇／市街化調整区域の緩和／こども医療費無料／多胎児家庭への支援、育児家事サービス等／医療費助成の年齢の引き上げ、給食費無料等経済的支援

6 アンケート結果の総括

(1) 施策の満足度について

満足度が低くなっているのは、「子育てのための経済的支援」「子育てにやさしい生活環境の整備」「子どもを犯罪・事故から守る対策」となっています。こどもが犯罪や事故から守られ、子育てしやすい環境をつくることが求められます。

(2) 仕事と子育ての両立について

前回調査と比較して、父親が育児休業を取得している割合が増加しています。父親も子育てに参加する意識が広まっていることが伺えますが、14.1%と低い水準となっています。また、母親においても、働いていない人が減少し、育児休業を取得している割合が増えており、働きながら子育てをする世帯が増えています。引き続き、仕事と子育てを両立できる環境を整えていく必要があります。

(3) 市の取組の認知度等について

認知が低く、利用経験も低くなっている市の取組・事業があります。心に余裕をもって子育てをしてもらうためには、子育てをしている人にこのような取組を知ってもらい、利用してもらう必要があります。様々な媒体を通して、積極的に情報提供を進めていく必要があります。

(4) 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブを利用している人の満足度は、全体的に高くなっています。放課後児童クラブへの要望については、利用時間の延長、開所時間、長期休暇の対応等、利用者の仕事の状況に合わせたニーズが多くなっています。

(5) こどもの居場所について

こどもの居場所については、「好きなことをして自由に過ごせる」「いつでもいける」「いろいろなことを学べる」、そうした場所が求められています。

(6) 充実してもらいたい取組について

充実させてほしい取組については、「仕事をしながら安心して子育てしていくための保育サービス」「就労と子育てを両立しやすい環境（家庭や職場）づくり」「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」、これらの割合が高くなっており、仕事と子育ての両立、こどもの居場所・遊び場が強く求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第1期みやま市子ども・子育て支援事業計画」においては、今後のみやま市を担うことも地域で見守り、育てていく環境づくりと、子育て支援の様々な取組を通じて、こどもがすくすくと育つまちの実現を目指し、「心をつなごう！すくすく育て みやまっ子」を基本理念に掲げました。「第2期みやま市子ども・子育て支援事業計画」においても、この基本理念を継承し、すべてのこどもの健やかな育ちと妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実を社会全体で推進するための取組を実施してきました。

しかしながら、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、課題解決には、市と市民・地域が協働しながら、子育てしやすい環境をつくっていく必要があります。

本計画においても、前回計画の成果や本市の課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、これまでの基本理念を継承します。この基本理念のもと、本市の現状や社会動向等を踏まえ、前回計画の施策を見直すとともに、新たに取り組むべき施策を策定して理念の実現を目指します。

【基本理念】

心をつなごう！すくすく育て みやまっ子



2 基本的な視点

計画推進にあたっての基本的な視点について、前回計画の視点を継承するとともに、「子ども・子育て支援法」の理念等を踏まえながらこどもや子育て家庭に係る各施策に取り組みます。

(1) こどもの権利を最大限尊重します

すべてのこどもが自立した個人として尊重され、それぞれの個性と能力を生かすことができ、健やかに成長し自分らしい幸せを実現できる社会をつくることは、誰もが求めていることでもあります。そうした社会をつくるためには、こどもが権利を有する主体であることを共有し、かつこどもの最善の利益を尊重することが大切です。

また、こどもの幸せを第一に考え、あらゆる状況においてこどもの最善の利益が守られる社会の実現に向けて、特別な支援が必要なこどもたちが必要な支援を受けることができるよう、医療機関、保育所、各種学校等の関係機関との連携を図り、支援体制の充実を図ります。

(2) すべての子育て家庭が安心できる子育て支援策を推進します

基本理念を実現するためには、すべての保護者が、家族、子育て仲間、地域住民に支えられ、子育てに対する不安や負担、孤独感を和らげるとともに、こどもを生み育てることに喜びや楽しさを実感できることが大切です。

すべての家庭において、心にゆとりをもって、安心して出産・子育てができ、子育て・子育てに伴う喜びを実感できるよう、保護者に対する子育て支援策の充実を図ります。

また、子育てに関する保護者の不安や悩み等を解消するため、子育てに関する正しい情報の提供や必要なサービスの周知等に努め、安心して子育てができる環境を整えます。

(3) 仕事と生活との両立ができる環境を整えます

希望する出産及び子育てができ、子育ての喜びを味わえるとともに仕事を通じた自己実現、社会参加によって生きがいを実現できる社会をつくることが求められています。

保育サービス等、こども・子育て家庭への支援施策を充実させるとともに、企業への啓発、県や市の取組に関する情報提供を行い、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現できる環境を整えます。

第4章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することを義務づけています。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本市では、主に以下の理由により教育・保育提供区域を「市全域をひとつの区域」に設定します。

ただし、放課後児童健全育成事業については、現在の放課後児童クラブの状況や、児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域とします。

① 容易に移動可能な区域であること

本市においては、保護者やこどもが希望する施設を利用する場合、車で概ね 30 分以内で容易に移動することが可能な区域と認められます。

② 市全域での適正な事業量の見込みが算出可能であること

区域を設定した場合、車で容易に移動が可能であるため、区域外への利用が多く発生し、区域ごとの適正な見込み量の算出が困難となります。しかし、市全域を区域とした場合、児童数や事業量に偏りなく市全体での適正な見込み量の算出が可能となります。

③ 市全域での見込み量の調整や確保が可能であること

区域を設定した場合、供給体制が整わない区域が生じる可能性があります。市全域を区域とした場合、教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期等の見込みが立てやすいメリットがあります。

④ 今後の需要の変化にも柔軟に対応可能であること

事業の見込みを算出するための区域設定ですが、詳細に区域を設定するよりも、ある程度広い範囲の方が今後の需要の変化にも柔軟に対応可能です。

2 量の見込みと確保方策及びその実施時期

「みやま市子育てに関するアンケート調査」や近年の利用状況・実績を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定した量の見込みと確保方策及びその実施時期を示します。

(1) 子どものための教育・保育給付

1 幼児教育・保育事業

認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等に対する「地域型給付」により、市の確認を受けた施設・事業の利用にあたって支援を行います。また、施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に対して支援を行います。

■ 1号認定（3～5歳） 幼稚園・認定こども園

量の見込み及び確保量		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）		59	50	43	37	31
確保量（人）	特定教育施設	145	140	135	130	125
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	② 合計	145	140	135	130	125
③ 充足（②-①）		86	90	92	93	94

【確保方策】

教育認定の需要は減少傾向にあるため、認定こども園の意向を踏まえながら需要に応じて供給量の調整を図ります。

■ 2号認定（3～5歳） 保育所・認定こども園

量の見込み及び確保量		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	教育ニーズ	67	67	67	67	67
	保育ニーズ	533	527	521	515	509
	①合計	600	594	588	582	576
②確保量（人）		633	627	617	607	597
③充足（②-①）		33	33	29	25	21

【確保方策】

実際の利用者数及び利用希望者数の需要動向を見極めていくとともに、受け皿である保育所及び認定こども園等の意向を踏まえながら必要に応じて確保策を見直していきます。

■ 3号認定（0～2歳） 保育所・認定こども園

◇ 3号認定（0歳）

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	83	76	70	64	59
②確保量（人）	111	110	110	100	90
③充足（②-①）	28	34	40	36	31

◇ 3号認定（1歳）

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	143	135	128	121	114
②確保量（人）	177	171	161	151	141
③充足（②-①）	34	36	33	30	27

◇ 3号認定（2歳）

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	171	162	153	145	137
②確保量（人）	210	212	200	190	180
③充足（②-①）	39	50	47	45	43

【確保方策】

実際の利用者数及び利用希望者数の需要動向を見極めていくとともに、受け皿である保育所及び認定こども園等の意向を踏まえながら必要に応じて確保策を見直していきます。

(2) 地域子ども子育て支援事業

1 利用者支援事業

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■利用者支援事業(特定型)実施か所数

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(カ所)	1	1	1	1	1
確保量(カ所)	1	1	1	1	1

■利用者支援事業(こども家庭センター型)実施か所数

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(カ所)	1	1	1	1	1
確保量(カ所)	1	1	1	1	1

【確保方策】

利用者支援事業については、特定型とこども家庭センター型それぞれ1か所を設置します。

2 時間外保育事業(延長保育事業)

【事業内容】

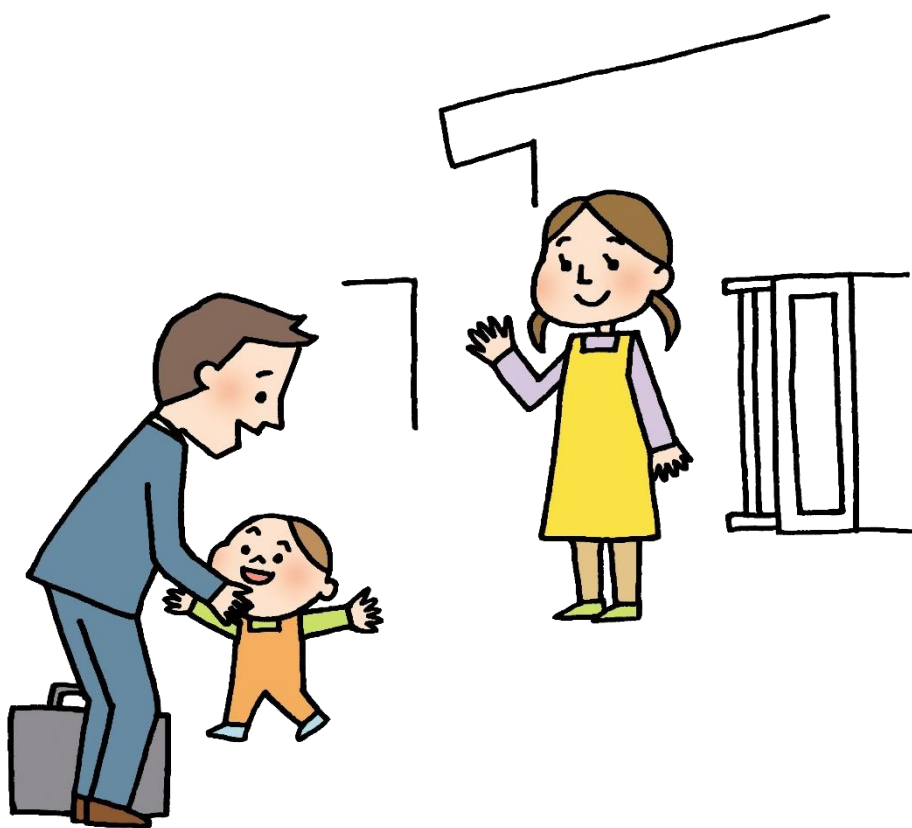
保育認定を受けたこどもについて、開園時間を超えて保育所、認定こども園等で保育を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	118	115	113	109	109
確保量(人)	585	585	585	585	585
施設数(カ所)	8	8	8	8	8

【確保方策】

今後の人口動向や保育需要を注視しながら必要数の確保に努めます。



3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)

【事業内容】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	1年生	140	157	138	120	129
	2年生	121	118	117	104	96
	3年生	102	102	93	99	87
	4年生	57	51	51	46	49
	5年生	12	30	14	15	13
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	433	459	414	385	375
確保量(人)		500	500	500	500	500
施設数(カ所)		7	7	7	7	7

【確保方策】

ニーズの把握や入所予測を行い、確保量を満たすことができるようにします。

3-1 放課後児童対策(「新・放課後子ども総合プラン」)に基づく計画

これまで、放課後にこどもが安全に、かつ安心して過ごすことができる場を確保するため、こどもの居場所づくりの充実に関する市の取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画として策定し、取組を進めてきました。この「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度末をもって終了しましたが、引き続き計画的に取組を進めることが求められています。

本市においては以下の方針で、放課後のこどもたちへの取組を進めます。

■校内交流型及び連携型(※)の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施

次代を担う人材育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要となります。共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、令和11年度までに、連携型または校内交流型の実施を目指します。

また、関係部署が連携し、定期的な検討の場を設け、校内交流型又は連携型の実施について協議し、両事業に係る課題が発生した場合に、関係部署が連携して、調査や協議を行います。

(※) 連携型…放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。
校内交流型…「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

■放課後児童クラブと放課後子ども教室への学校施設の活用

学校内での放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、普通教室や特別支援教室等の増による教室不足が生じないように留意しながら、今後も引き続き利活用の可能性について検討します。

■放課後児童クラブ職員の資質向上のための取組

放課後児童クラブは単に児童を預かるだけではなく、基本的な生活習慣や社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、こどもの健全育成を図る役割を担っています。その助けとなるべき支援員の資質向上のため、各機関が実施する研修への積極的な参加を推進します。

■特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組

放課後児童クラブでは、障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備の検討等、適切に対応し、円滑な実施を図れるよう推進していきます。

また、個人情報に配慮しつつ、学校・家庭・放課後児童クラブ・子ども教室が相互に連携して情報共有できる体制の確保に努め、必要に応じて専門機関と連携するなど、より丁寧な対応を図ります。



4 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【事業内容】

保護者の病気等の理由により、家庭においてこどもを療育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	10	10	10	10	10
確保量（人日）	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
施設数（カ所）	2	2	2	2	2

【確保方策】

現在の提供体制を維持し、量を確保します。

5 乳幼児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	170	165	160	155	150
確保量（人）	170	165	160	155	150

【確保方策】

福岡県助産師会に事業を委託し、連携を図りながら、量を確保します。

6 養育支援訪問事業

【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、若年や多胎児等の様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	16	16	15	15	15
確保量（人）	16	16	15	15	15

【確保方策】

福岡県助産師会に事業を委託し、連携を図りながら、量を確保します。

7 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回/月）	425	390	389	389	389
確保量（カ所）	1	1	1	1	1

【確保方策】

こどもを遊ばせながら気軽に相談できる場所や、必要な情報が得られる場所、地域とつながることのできる場所として、親子が気軽に参加できる体制を確保するとともに、乳幼児の発育、発達等の相談体制を維持していきます。

8 一時預かり事業(一時保育促進事業)

【事業内容】

保護者の就労や病気や看護、冠婚葬祭、出産、育児からのリフレッシュ等家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童を保育所等で一時的に預かる事業です。

量の見込みは、「(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」と「(イ) その他の一時預かり(保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイ)」に分けて算出することとされています。

「(イ) その他の一時預かり」については、就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイによる一時預かりがあります。

(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	432	417	384	361	361
1号認定(人日)	432	417	384	361	361
2号認定(人日)	0	0	0	0	0
確保量(人日)	584	584	584	584	584
一時預かり(人日) (幼稚園型Ⅰ)	584	584	584	584	584
上記以外(*) (人日)	0	0	0	0	0
確保量(カ所)	1	1	1	1	1
一時預かり(カ所) (幼稚園型Ⅰ)	1	1	1	1	1
上記以外(*) (カ所)	0	0	0	0	0

※私学助成(預かり保育推進事業)による預かり保育等

【確保方策】

すべての認定こども園で在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)を実施しています。既存の提供体制を維持できるよう、必要に応じて、補助金の交付等を継続して行います。

(イ) その他の一時預かり

■ 量の見込み及び確保量

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）		1,301	1,281	1,265	1,248	1,224
確保量（人日）		45,114	45,114	45,114	45,114	45,114
	一時預かり（人日）	3,504	3,504	3,504	3,504	3,504
	トワイライトステイ（人日）	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
	ファミリー・サポート・センター事業・未就学児（人日）	34,310	34,310	34,310	34,310	34,310
確保量	一時預かり（カ所）	4	4	4	4	4
	トワイライトステイ（カ所）	2	2	2	2	2
	子育て援助活動支援（カ所）	あり	あり	あり	あり	あり

【確保方策】

保育所等での一時預かりについては、今後も利用ニーズに対応できる供給基盤の確保に努めます。

ファミリー・サポート・センターでの一時預かり（子育て援助活動支援事業）は、引き続き事業の周知と利用しやすい体制づくりに努めながら、保護者のニーズに応じた提供体制を確保します。

トワイライトステイについては、ショートステイ事業と同様に、近隣自治体の児童養護施設との連携により対応していきます。

9 病児・病後児保育事業

【事業内容】

児童が発熱等の急な病気となり、児童を家庭で保育ができない場合、病院や保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）		360	350	340	330	320
確保量	病児保育（人日）※	3,132	3,132	3,132	3,132	3,132
	病児保育（カ所）	2	2	2	2	2

※広域利用を含む

【確保方策】

委託契約による現状の実施体制を維持します。病児・病後児保育の利用状況の把握に努め、感染症疾患の増加への対応について検討を行い、安全で衛生的で利用しやすい保育環境の充実に努めていきます。また、市民に対する事業の周知を図るとともに、より利用しやすい仕組みづくりに努め、保護者の子育てと就労の両立支援を確保します。

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）：就学児

【事業内容】

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）		200	190	180	170	160
確保量（人日）		34,310	34,310	34,310	34,310	34,310

【確保方策】

引き続き、利用者のニーズに対応した柔軟なサービス提供の確保に努めます。

11 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	170	165	160	155	150
確保量（人回）	2,550	2,475	2,400	2,325	2,250

【確保方策】

すべての妊婦に対して母子健康手帳とともに健康診査の受診票の交付を行い、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図ります。併せて、妊娠期からの一貫した健康管理と医療機関での受診の勧奨に努めます。

12 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	妊娠届出数	170	165	160	155	150
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	510	495	480	465	450
確保量（人回）	こども家庭センター	340	330	320	310	300
	上記以外で業務委託等	170	165	160	155	150

【確保方策】

直営及び県助産師会等への委託により提供体制を整え、量を確保します。

13 産後ケア事業

【事業内容】

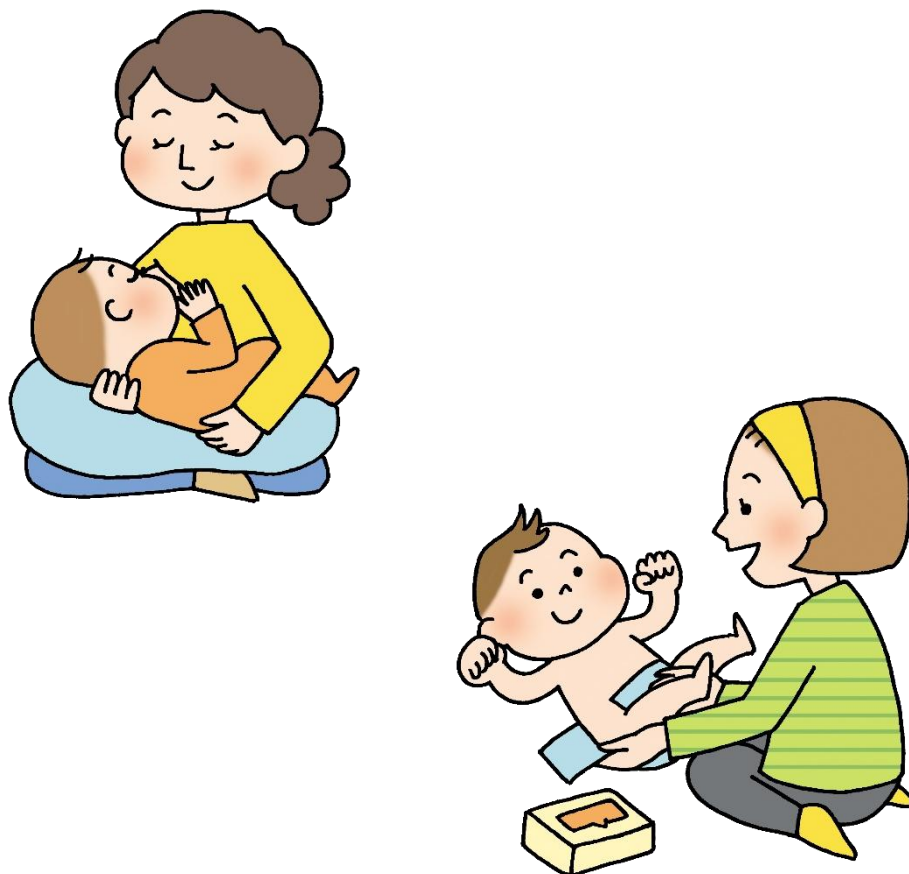
産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	875	860	843	823	800
確保量（人日）	875	860	843	823	800

【確保方策】

医師会の協力のもと、提供体制を整え、量を確保します。



3 教育・保育の一体的提供及び確保の内容

こどもの最善の利益を第一に考え、地域全体で子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を軽減し、支えていけるよう、子育て支援施策を推進します。

(1) サービスの質の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に施設面での一体化や保護者の就労支援の観点だけでなく、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに成長できるよう質の高い教育・保育や子育て支援を確保していくことが重要です。

具体的には、教育・保育の質の向上に資するものとして、園長会（保育協会・幼稚園協会）での情報提供や、保育士の専門性と資質向上のための研修の実施を進めるなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上の支援に努めます。

また、教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って適切な利用が可能となるよう、認定こども園への移行に必要な支援と普及に努めます。

(2) 保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進

こどもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設・地域型保育事業を行う者と小学校との連携が不可欠です。

本市では、新たな事業者も含め、これらの施設間の連携を図るための情報交換の場の設定等、各種支援に取り組んでいきます。

また、教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研修や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会を確保し、専門性の向上に努めます。

(3) 相談・情報提供体制の整備

幼児期の教育・保育は、人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。こどもの最善の利益を第一に考えながら、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施する必要があります。本市においては、つどいの広場で相談・情報提供・親子の交流等を実施しています。

今後も、教育・保育のための施設や地域の子育て支援の事業等に関する情報提供、こどもや保護者からの相談に応じる仕組みづくりに努めます。また、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行うことで、教育・保育の一体的な運営の推進に努めていきます。

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

1 教育・保育施設等の円滑な利用確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。また、計画的に教育・保育施設等の基盤整備を進めます。

これらの取組にあたっては、0歳児の保護者が保育所等への入園時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりすることなく、育休満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう、積極的に情報提供や相談支援を行います。

（１）保育料の引き下げ

保護者の保育料負担軽減のため、今後も国が定める保育料の約65％に引き下げを継続します。

（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる誰でも通園制度を実施します。

（３）国際化の進展に伴う受け入れ体制の整備

特別な支援が必要なこどもが円滑に教育・保育を利用できるよう、当該こども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行う等、保育所等が適切な対応ができるよう支援に努めます。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方、地域保育所（認可外保育施設）等を利用する方の、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

2 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、こどもやその保護者に関する実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行うこども家庭センター、地域子育て相談機関、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防します。

(1) こどもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センターや乳幼児健康診査の場、地域子育て支援拠点、地域子育て相談機関、保育所、学校等を活用して普及啓発活動を行います。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

児童虐待の発生予防、早期発見のため、産後の初期段階における母子に対する支援等、支援を必要とする妊婦への支援を行います。併せて、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な乳児へのフォロー、妊婦等包括相談支援事業、乳児家庭全戸訪問事業の実施、おむつお届け事業等を通じて、養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握し、適切な支援が受けられるよう環境を整えます。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保、育成や、都道府県等が実施する研修・講習会等への参加を通じて、こども家庭センターにおける虐待相談対応の機能強化に努めます。

また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等への支援について協議し、適切な支援を図ります。

(4) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業（ショートステイ）の確保に努めるとともに、児童養護施設等との連携を図ります。

地域の里親や児童養護施設等においてこどもが健やかに成長できるよう、市、学校、民間団体等の地域の関係機関との連携を図り、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等を進めます。

また、母子生活支援施設については、福祉課、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

3 障がい児等の支援

障がいのあるこどもが、身近な地域で安心して生活できるよう、自立支援医療（育成医療）の給付、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な取組を推進します。

障がいのあるこどもが地域社会へ参加でき、地域社会に包摂（インクルージョン）されるよう、認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場において関係者が連携・協力し、地域全体で支援します。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた、乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて、切れ目なく保健、医療、福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、教育・保育、子育て支援に関しては、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等での障がい児受け入れを促進するため、施設のバリアフリー化や職員体制の充実・資質向上や、保育所等訪問支援によるフォロー体制の充実等に取り組み、障がい児の受け入れや配慮に努めます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、障がいを正しく理解し、平等な関係で共生できる社会づくりを目指すため、障がい者に対する理解の浸透と啓発活動に努めるとともに、交流の機会の拡大に取り組みます。

（１）療育体制の充実

乳幼児健康診査等で専門職を配置し、発達相談事業の拡大に努めフォロー体制の充実を図ります。また障がい児と身近に接する保育士等に障がいに対する知識や技術の習得のための研修会を実施し、早期発見体制の確立と適正な療育に努めます。

（２）包摂（インクルージョン）推進体制の構築

保育所および認定こども園の障がい児受け入れ体制の推進に向け、保育士等の加配に対し補助を実施し、職員の研修やマンパワーの確保、周囲への理解促進等、受け入れ体制の整備を行います。

小中学校での就学については、教育支援委員会等を活用し、障がい児にとって最も適切な指導・助言ができるよう相談体制の充実を図ります。また、教職員に対する資質向上のための研修を行い、障がい児に対する教職員や専門スタッフの加配の充実に努めます。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」より）のことです。より具体的には、性や年齢等にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期等個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会のことです。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、固定的性別役割分業意識の解消、男性の育児への参加、育児休業等の制度の周知や長時間労働の是正等の働き方の見直し、育休や短時間勤務等、多様な働き方ができる職場環境づくり等、市民、企業、行政が一体となって取り組む必要があります。

（１）長時間労働の解消

仕事と生活の調和を推進するため、国や県と連携し、情報提供等の支援を行います。

（２）家庭内の性別役割分担の解消

従来の性別による役割分担や慣習にとらわれず、家族が協力して家事等を分担し、お互いが支えあって責任も喜びも分かちあうことの啓発を行います。

（３）男性の家事・育児・介護等への参画の推進

各種団体と連携し、男性の家事・育児・介護等への参画のきっかけづくりに努めます。

（４）働きながら子育てができるサービスの充実

働きながら子育てがしやすくなるよう、ニーズに応じた保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場、病児・病後児保育、一時預かり、ショートステイ等をはじめとする、子育てサービスの充実に取り組みます。

5 母子の健康に係る支援

妊娠前から出産、その後の育児については、当事者となる母親を含め不安も大きく、保健・医療の支援を適切に受けられることが重要です。切れ目のない保健・医療の支援を受けられるよう体制整備を図るとともに、各機関の連携を深めることで、支援の内容の充実に努めます。

(1) 子どもの医療費助成

健康保険加入の高校3年生相当までの子どもを対象に、医療費を助成します。

(2) 母子健康手帳交付事業

対象の妊婦へ母子健康手帳を交付します。併せて、保健師等による面談を行い、相談に応じるとともに情報提供を行います。

(3) 妊産婦・乳幼児に対する健康診査等の充実

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、臨床心理士等による発達相談を実施し、予防及び早期発見・治療を推進するとともに、子どもの成長を支援します。

また、健康診査の内容の充実、デジタル化を推進し、妊産婦や乳幼児の健康増進、利便性の向上に努めます。

(4) 赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師・保健師等が訪問し、子育て情報の提供、子育ての悩みや相談を受けます。

子育て環境や健康・発達状態、また親の心身の健康状態等を把握し、気になる家庭については、適切な支援の推進を図ります。

(5) 子育て応援アプリの拡充

アプリを通じて、市の子育て支援サービスや子育て支援施設等の情報を提供します。併せて、その他の機能を拡充し、利活用の促進を図ります。

(6) おむつお届け事業

生後3か月から1歳の誕生月までの乳児がいる家庭へ、月に1回無償でおむつ等をお届けします。経済的な支援とともに、配達の際に相談等に応じることで、安心して子育てできる環境の充実に努めます。

6 こどもの安全の確保

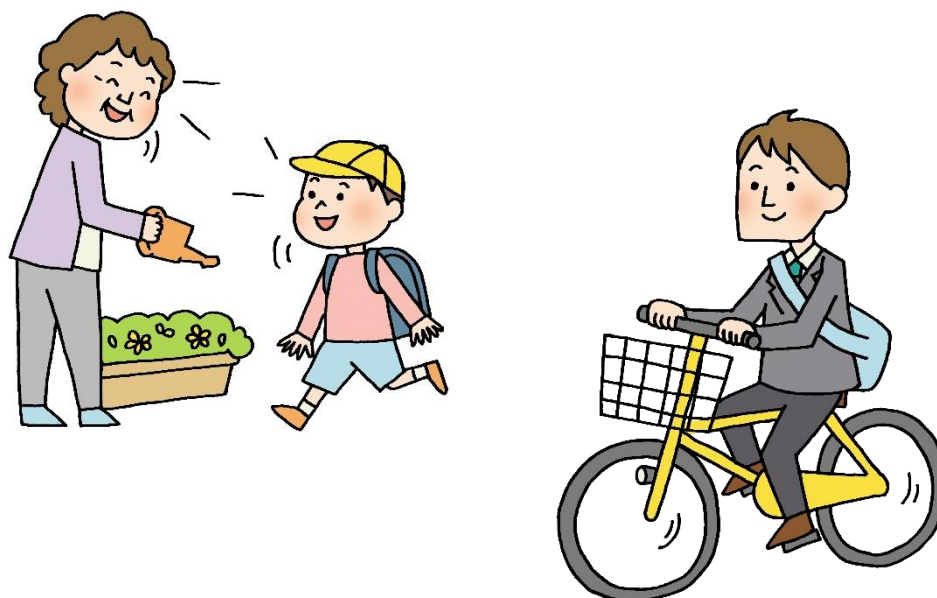
親にとってこどもの安全は第一であり、こどもが安全に育てられる環境が求められています。こどもが犯罪被害や交通事故等に遭わないよう、行政や各団体、地域との連携を深め、犯罪抑止対策に取り組んでいく必要があります。

(1) 防犯対策の推進

安全で安心なまちづくりの実現に向け、みやま市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、防犯・交通安全対策を軸とした事業に取り組み、各団体等への活動支援や、情報伝達等を行っています。犯罪等の起こらない安全な地域の実現に向け、防犯灯の設置等の支援を行うとともに、みやま市安全・安心まちづくり推進協議会と連携して見守り組織の取組を支援しています。

(2) 交通安全の推進

交通安全施設の整備については、地元からの要望に基づき、カーブミラーやガードレールの設置等安全対策に努めます。また、柳川警察署やみやま市交通安全協会等と連携して、地域や小学校での交通安全教室の開催や、各季の交通安全運動期間や飲酒運転撲滅週間に合わせた啓発活動・キャンペーンを積極的に行っていきます。このような活動を通じて、住民の交通安全意識の向上を図ります。



7 こどもの居場所対策

子ども・子育て支援において、こどもの居場所をつくることは非常に重要です。子どもにとっては、居場所とは様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができる場所であり、保護者にとっては、相談したり、横のつながりをつくることのできる場所となります。

こどもの自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるようこどもの居場所をつくっていくことが求められています。

一人ひとりのこどもたちに対する支援だけでなく、保護者も含めて包括的に支援することによって、各家庭の環境や事情に寄り添いながら、こどもの成長を後押しします。

(1) こどもの居場所づくりの理念の啓発

こどもの居場所づくりが目指す理念とは、すべてのこどもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにすることです。こうした理念を社会全体で共有することを通して、こどもの居場所づくりを進めていきます。

(2) 多様な居場所づくり

様々なニーズや特性を持つこどもが、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つこと、また、どこにも居場所がないこどもが生じないようにすることが大切です。放課後児童クラブ、こども食堂等、多種多様な居場所を提供し、こどもができるだけ多様な居場所を持てるよう支援していきます。

(3) 地域と連携したこどもの居場所づくり

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて、こどもが安心して活動できる居場所づくりを推進します。

(4) 地域子育て支援拠点事業の充実・強化

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することにより、子育ての孤立化を防ぎ、子育ての不安感、負担感を解消します。

8 ひとり親家庭の自立支援推進

ひとり親家庭は子育てや就労において困難な状況になることが多いため、子育て・生活上の問題や就労の相談支援だけでなく、経済的な支援等と併せて総合的な自立支援を推進する必要があります。

ひとり親家庭の自立支援については、保育施設、放課後児童クラブ及び子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、総合的な自立支援に取り組めます。

（１）ひとり親家庭への子育て支援の充実

母子生活支援施設の入所や、保育施設及び放課後児童クラブ利用の配慮等を行います。

児童扶養手当、保育料や医療費等の経済的支援を実施することで、ひとり親の生活の安定を図り自立を促進します。

ひとり親家庭に関する施策・取組についての周知徹底、情報提供や相談窓口の設置を行い、関係機関との連携を図ります。

（２）ひとり親家庭の就業支援

児童扶養手当の現況届時に、ハローワークや福岡県ひとり親サポートセンター事業による臨時相談窓口を開設し、ひとり親に対する就業相談や職業紹介を実施します。

ひとり親サポートセンターが実施する各種講演会等の情報提供を行い、ひとり親家庭の就業支援を図ります。

就職に有利な資格を取得するための養成機関での修業や講座の受講に際し、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給を行い、ひとり親家庭の就業支援を継続して行います。

（３）市営住宅の提供

ひとり親家庭を対象に、市営住宅の抽選時に倍率優遇措置を行います。

9 生活の支援

生活が困窮している世帯等の生活を支援するため、また、生活困窮状態の改善のため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

(1) 子育て世帯家賃補助

みやま市内の民間賃貸住宅に新たに転入した高校生以下のこどもを養育する転入して6か月以内の世帯を対象に、家賃の一部を補助します。実質家賃負担額の半額（上限月2万円）まで、最長で12か月分を補助します。

(2) 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

経済的理由によって就学困難な世帯に対して、給食費や学用品費、修学旅行費また治療が必要とされた指定疾病治療費等、就学費用の一部を援助します。要保護児童生徒（小6・中2）に対しては修学旅行費の援助を行います。

(3) 奨学金返済支援事業

市内に居住し、中小企業等に就職している方、本市で起業している方、または本市で第一次産業に従事している方を対象に、貸与を受けた奨学金の返済金の一部を助成します。

(4) 給付型奨学金事業

経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒を支援するため、高等学校等に進学された生徒に対し奨学金を給付します。また、申請者の増加に向けて、学校等と連携した周知の推進・徹底を図ります。（※中学3年生対象、要件あり）

(5) 自立相談支援事業

生活困窮状態にある方の様々な相談に応じ、抱えている課題を整理・分析し、課題解決に向けた自立支援計画を策定し、関係機関と連携しながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立に向けた支援を推進します。また、必要に応じ、関係機関への同行による支援を行います。

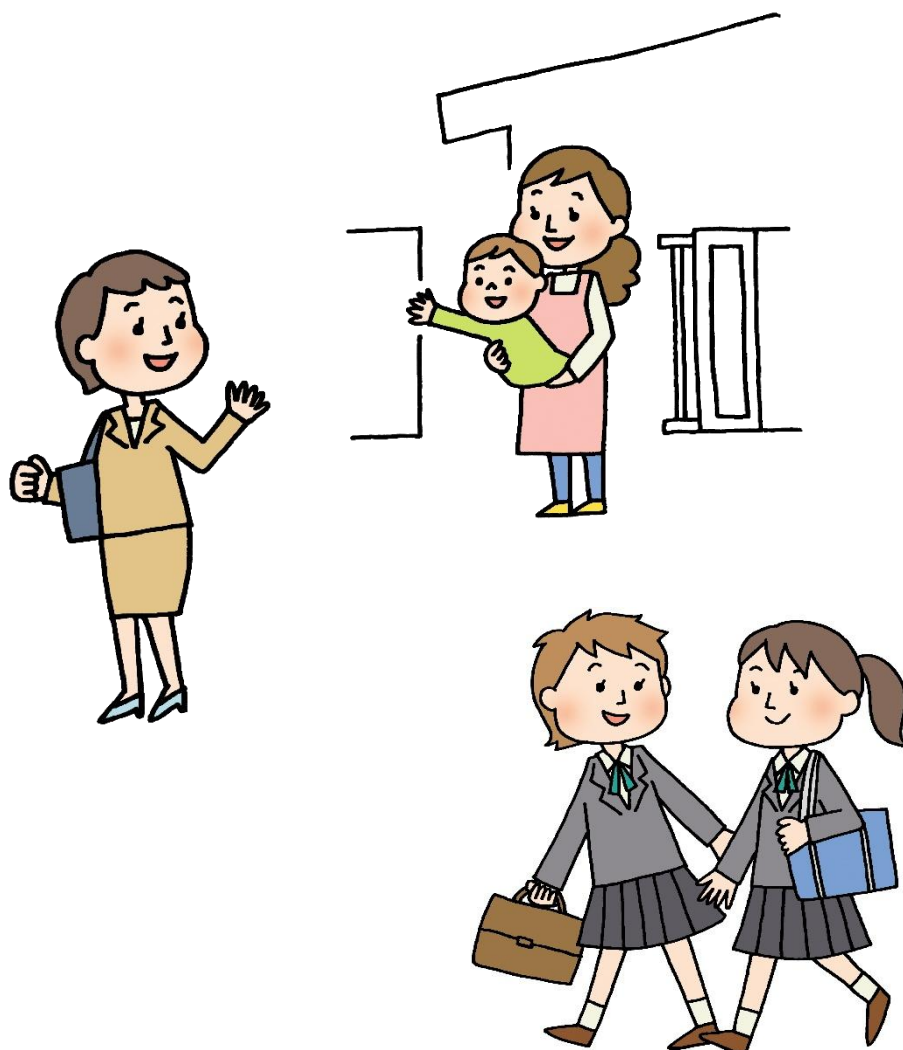
(6) 家計改善支援事業

お金の使い方に課題があったり、借金返済で生活に困っていたりする相談者に対し、家計の状況の聞き取りを行い、相談者が家計の状況を把握することで、家計改善の意欲を高めるための支援を行います。

生活困窮状態の改善に向け、相談者の利用可能な各種制度の紹介や申請支援を行います。

(7) 就労準備支援事業

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低い等の理由で、就労に向けた準備が整っていない方を対象に、日常・社会生活自立のための支援を行います。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、児童福祉の担当課だけでなく、健康増進の担当課、教育委員会等広範囲にわたっています。そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関との協力

本計画の推進のためには、市の関係部署だけでなく、児童相談所等の行政組織や、子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク、及び各地域の市民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供し、また、当事者の声を拾い上げるとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を進めながら、取組を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進行管理

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「みやま市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

第3期みやま市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行:みやま市 保健福祉部 子ども子育て課

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

電話:0944-64-1535 FAX:0944-64-1519



第3期みやま市
子ども・子育て
支援事業計画



福岡県みやま市